

インドの小規模工業政策の展開

生産留保制度と経済自由化

こん どう のり お
近 藤 則 夫

はじめに 分析の視角
1991年までの SSI 政策の展開と留保制度
経済自由化と留保制度
まとめ

はじめに 分析の視角

インドは独立後長期にわたり「社会主義型社会」イデオロギーの下に輸入代替工業化を基本とする公共部門主導の硬直的な工業化政策をとってきた^(注1)。しかし、1991年には外貨危機を契機として構造改革が開始され、マクロ経済安定化政策とともに、輸出入の自由化、工業生産や価格の統制の撤廃など様々な経済自由化がなされてきた。改革過程は経済学的視点から様々な評価がなされているが、政治経済学的視点からの分析はまだ蓄積は少ない。改革の範囲が広く、また各部門での進展が一樣ではないことが、研究の蓄積を遅らせている大きな理由のひとつであろう。このような状況のなかで本稿は近代工業部門のひとつである小規模工業部門 (Small Scale Industry: SSI) の政策が改革のなかでどのように変化してきたか政治経済的観点から分析することを目標としている。

一般にインドの経済政策形成の政治は、経済

的既得権益層の影響力が決定的であるか、それとも政党や政治イデオロギーの影響が決定的であるか、という単純化された1次元に位置づけて考えると理解しやすい。この次元の一方の極は、経済的に有力でそれゆえ政治的影響力が強い既得権益集団またはその政治的代理が政治の中心的な決定部分を押さえ、その集団の利害関係にそって経済政策を決定するというものである。他方の極は政権を押さえる政治アクターは基本的に政治的自律性を持ち、経済政策の大枠はその政治イデオロギーによって決められ、経済的既得権益層とは関係なく決まるという考え方である。多くの論者はこの理想的両極の中間に位置づけられる。例えば、マルクス主義政党の階級論^(注2)や、近年ではバルダンの3有産階級支配論などは相対的には第1の極に近い。うち、バルダンの、大資本、地主・富農層、官僚など近代的都市部中間層、この3つの階級が支配的として、その3者の相互作用によって経済政策の政治が決まるとする説は、その単純性もあって現在でも多くの研究者の間で一定の影響を持っている^(注3)。バルダンは、確かに国家において自律的な政治部門の存在を認めているが、実際は彼の理論においてその比重は非常に小さい [Bardhan 1984]。

次に、第2の極に比較的近い代表的研究者としてコチャネックをあげることができる。長年インドの政治と財界の関係を観察してきたコチャネックは基本的認識として、独立以来、「社会主義型社会」など経済政策の大枠の形成は政治主導でなされ、特定の階級、経済団体などが決定的役割を果たしたことはなかったとする [Kochanek 1974]。また1991年の経済改革以降、「インド産業連合会」(Confederation of Indian Industry: CII) や「インド商工会議所連合」(Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry: FICCI)、「商工会議所協会」(Associated Chamber of Commerce and Industry: Assocham) などインドの代表的経済団体は確かに91年以前に比べより政策形成に積極的に影響しようとする傾向は見られるが、分裂的で集合的行動をとることが難しく、基本的には政府の政策に従属的とする。コチャネックは政治主導の内容としてインド国民会議派 (Indian National Congress. 以下、会議派) など政党のイデオロギー、官僚制の政治的既得権益化、ポピュリスト的選挙政治から発する政府の行動などを指摘する [Kochanek 1996]。またコーリーの考え方もこの位置に近く、インドのビジネス界の影響力とは経済政策のコースを創る「議題設定」(agenda setting) する能力ではなく、むしろ、政治アクターが作った政策を受け入れるか「拒否」(veto) するかという、いわば受け身の形での影響力であるとする [Kohli 1989, 317]。

以上のような位置づけは方法論の差異を際立たせるが、しかし、実際の分析はほとんど例外なく両極端の混合である。例えば、1991年の政策転換の大枠はコチャネックのというような意味で政治主導で決定されたとしても、そこには一

方で有力財界の一定の影響力もあったことは間違いない^(注4)。また、政策の個別的な肉付けの段階、例えば、特定品目の関税率、物品税の税率などは特定の大企業、業界団体などのロビー活動の影響が顕著である場合がおうおうにしてある。従って改革を評価する場合、はじめから上の次元で特定の方法論的位置を選択して演繹的視点から実証的分析を行うよりは、むしろ各分野で政治アクター、経済的既得権益層の相互作用を実証的に分析し、それを踏まえて帰納的にその分野の改革の政治経済学的な理論的位置づけを行うほうが現時点ではより望ましいと考えられる。本稿で SSI の事例研究はそのような方法論に基づいてなされる。

そのような分析を進める際いくつかの注意すべきポイントがある。まず、アクターのなかで政党など政治的アクターの性格に注意する必要がある。仮に外部から影響を受けないという条件で、限定された数のアクターのゲームとして経済政策の形成を捉えると、解は静的固定的なものとなる傾向が強くなる。しかし、現実の政策形成は極めて動的である。そのようなダイナミズムを与えるアクターが民主主義過程における政党である。政党は歴史的に形成された独自のイデオロギーを持つ。また選挙で勝つことが至上命題である限り当然のことながら「世論」の制約を受ける、または逆に、例えばポピュリズムというような形で人々の支持を集めることができれば政治的権力を拡大することができる。このような形で政党は広範な政治経済変動を政策形成の場に反映させる。従って、政党の比重が高ければ政策決定は閉じられた場で限られた数の既得権益層に限定されたゲームとはならないのである。またインドのような巨大かつ複雑

な国の民主主義的政策決定過程においては決定機構（政党、官僚制、様々な利害関係機関など）は大きな慣性を持ち、それがゆえに政策の変更には長い時間がかかるという特性にも注意する必要がある [Lewis 1995, 16-52, 296-301]

このような民主主義体制の政治の「オープン性」や「慣性」が経済政策の変化が漸進的であること (gradualism) の基本的理由である [Ahluwalia 2002]。このような特性を考慮することが、経済的既得権益層の力が弱く、むしろ政党イデオロギーや「世論」の影響に敏感に反応して形成されてきた政策分野での改革を考えると重要となる。本稿の SSI の「生産留保制度」(production reservation. 以下、単に「留保制度」) はまさにそのような例である。

最後に、改革が生身の人間によってなされる以上、政策決定者の特有性も重要なポイントになる。インドの場合、改革が、少なくとも政策レベルでは大きな進展を見せたことを、政治エリートの高い政治的能力や技術に帰する考え方がある。しかし結論的にいうと本稿の事例研究はそれに対し疑問を提示するものである^(注5)。インド民主主義体制過程における政治エリートの能力に大きな評価を与える研究の最近の代表的なものとしてジェンキンスの著作をあげることができる^(注6)。ジェンキンスは1990年代前半、中央政府レベルで経済自由化政策が大きく進展したのは中央の政治エリート＝ラオ会議派政権に経済改革の過程を政治的攻撃の的になることから巧みに隠蔽する能力があったから、そして改革をめぐる既得権益層の複雑な利害関係を説得、妥協、分裂などの巧みな戦術によって処理し得る能力があったから、とする [Jenkins 1999, chap. 6]。しかし、これは過大評価のように思

われる。それに対して本稿の対象とする SSI の留保政策の場合は、政治エリートの政治的能力や巧妙さ、というよりも、現実の政治経済の変動に敏感に反応するオープンな民主主義的政治過程そのものが、政策の変更につながった事例であると考えられる。

インドでは1960年代後半から70年代の時期は相次ぐ経済危機や政治の混乱を背景に、経済政策の政治性、イデオロギー性は高かったといえる。インディラ・ガンディー会議派政権 (1966~77年) の「社会主義型社会」(Socialistic pattern of society) 政策の急進化、ジャナター党 (Janata Party) 政権 (1977~79年) の社会主義的およびガンディー主義的イデオロギーが混合した農業、村落家内工業・SSI 重視などの政策はその典型的なものであった^(注7)。また大衆の政治化と政党政治の混乱は、選挙政治において、例えば1971年の総選挙のときインディラ会議派が打ち出した「貧困追放」など、ポピュリズム的スローガンが人々に広く受け入れられる素地を作り出した^(注8)。このような政治過程のイデオロギー性、ポピュリズム性は SSI 政策にも色濃く反映されざるを得なかった。

本稿は第 節で自由化が開始される1991年までの留保制度の展開を政治との関わり合いにおいて整理し、それをふまえて第 節で1991年以降の改革の時代における留保制度改革の政治経済学的分析を行う。

1991年までの SSI 政策の展開と留保制度

一般に1991年以前は大規模な民間企業は「ライセンス・ラージ」(許認可支配)ともいわれる

硬直的で厳しい許認可行政の対象とされた。逆に小工業部門（＝伝統的部門とされる「村落・家内工業」+近代的なSSI）はそのような規制の対象外とされ、かつ、税制面などで様々な優遇措置を受けることができるものとされた^(注9)。このような硬直した規制政策は民間大企業の成長を歪め、同時に過度の優遇的政策の下でSSIが大企業に成長するインセンティブを低下させた^(注10)。SSI政策のなかでも最も歪みの甚だしいとされるのは「留保制度」である[Lewis 1995, 321-322]。これは特定の品目をSSIのみの生産に指定し、大規模工業を排除する制度である。制度の形成過程の特色をまず整理したい。

歴史的に見るとインドの村落・家内工業やSSIに対する産業政策は必ずしも包括的で整合的な理念のもとに展開されてきたわけではなく、複数の流れの集合といえよう。例えば民族運動を率いたM・K・ガンディーが近代的大規模工業に反感を抱き、共同体的農村を理想としたことはよく知られているが、そのようなガンディー主義は、特に村落・家内工業政策に色濃く投影されている。

また「社会主義型社会」イデオロギーも重要な流れのひとつであった。そこでは公企業や公的規制の下の民間大規模工業が資本財や中間財の生産を担当し、伝統的な村落・家内工業部門やSSIが、地域に密着した形で消費財の生産を行うという分業体制が想定された。極めて後進的でそれゆえに経済開発において国家の積極的な役割を求める考えは民間大企業の間でも基本的な支持があり^(注11)、単に一部政党のイデオロギーではなかった。その構図においてはSSIは伝統的部門と並んで労働集約的部門と想定され、雇用という点で大きな役割を付与されることと

なった。この「雇用」という、極めて現実的で差し迫った問題に対処するものとしてこの部門が政策的に位置づけられたため、次第に「政治的」に重要視され、様々な保護、育成策が累積的に適用されていくことになる。

1. 初期の村落・家内工業、SSI政策

インドの最初の産業政策決議は1948年に出された^(注12)。これが1951年に開始された第1次5カ年計画の指針とされた。そこでは小工業、特に伝統的な村落・家内工業の重要性が強調され、地域資源を有効に利用して消費財生産・供給に大きな役割を果たすことが期待された。同決議において小工業部門に大きな役割が期待されたのは、植民地支配と第2次世界大戦の混乱と疲弊からの回復が何よりも求められ、「人々の大部分が最低生活水準未満である場合、生産の拡大こそが強調されるべきである」[Government of India 1948, para. 2]との認識があったからである。この時期は5カ年計画の展開のために制度や政策が整備された時期でもあった。1950年には中央政府の計画委員会が設置され、翌51年には1948年決議の達成を目標として民間部門の投資、生産活動を動員し規制するために「1951年産業（開発と規制）法」が制定された^(注13)。これが民間の産業活動を規制する基本法となる。

同法は大企業の「不公正」な競争から村落家内工業やSSIなどの小工業を守るべきとし、小工業部門に対する後の留保制度の法的基盤を与えた。SSIに対する政策に関しては1954年に、小さすぎて1951年産業（開発と規制）法の直接的な管轄下で扱うのは難しく、かといって伝統的部門でもない「残差」としてのSSIに対する政策を審議する「SSI審議会」(Small Scale Industries Board)が中央政府に設置された^(注14)。ま

た同年実施機関として「小工業開発機構」(Small Industry Development Organisation) が設置された。これらの機関が中央政府の SSI 政策で中心的役割を果たすことになる。

第 1 次 5 カ年計画は全体的に独立インドの新しい経済政策のフレームワークを提示するというよりも、経済復興のためのプラグマティックな諸政策の寄せ集めという性格が強かった。そこで小工業部門に期待されたのは明らかに「雇用」であった。農業部門における雇用は人口増加に対応できないとされ、小工業にその役割が期待されたのである [Planning Commission 1954, 315]。小工業部門に最も期待されるのが雇用である、という点は現在に至るまで最も重要な点である。しかし、その達成のためにどのような保護・育成策があり得るかという点については 1950 年代前半では手探り段階であった。そもそも独立時には近代的な SSI はほとんどまだ発達しておらず、独立した政策の対象とはなっていなかった^(注15)。従って伝統的な村落・家内工業と近代的な SSI の政策的区別も絶対的なものとして捉えられておらず、前者の近代化の結果が後者であると捉えられ、技術供与などでその手助けをするのが政府の重要な役割であるとされた [Planning Commission 1954, 325]。

また「留保制度」という形での SSI と大企業間の生産の分割という考え方もそれほど明確になっていない。第 1 次 5 カ年計画では、大企業が小工業と競り合う所では、採用されるべきコースは両者が協同する「共同生産プログラム」(Common Production Programme) を策定することとされ、両者の「分割」ではなく、「共同」関係を発展させることが求められた^(注16)。もっともそれは大規模工業の生産制限を含むも

のであり、留保制度という概念とは連続性を持つ^(注17)。

以上のような方向性は第 2 次 5 カ年計画にも受け継がれる。同計画の小工業政策の骨格をなしたのは D・G・カルヴェを委員長とする「村落、小工業(第 2 次 5 カ年計画)委員会」である。同報告書では雇用拡大、工業の分散化、技術の改善、地方の資源に基づく消費財の生産供給などが「村落、小工業部門」の重要な課題であるとされた [Planning Commission 1956]。注目されるのは留保制度についての記述で、同報告書はいくつかの特定の部門について雇用確保などを理由として大企業の生産能力拡大を規制する必要を説いているが、しかし一般的には同制度が変化に対応できるものでなく、留保の範囲を限定することも極めて難しいことをあげてその拡大適用に反対している [Planning Commission 1956, 31]。

1956 年産業政策決議における小工業の位置づけはこの線に沿ったものである。同決議は、これらの部門の発展を通じて国民所得のより公正な配分、技術や資源の動員の促進などを期待したが、なによりも重要視したのは国家的緊急策としての大規模な雇用の提供であった。そしてその目的を遂げるために期待され保護育成の対象となったのが小工業のうちの近代的部門である SSI であった。究極的目標はこの部門が近代化して自立し、大規模工業と伍してやっていけるようにすることとされ [Government of India 1956, para. 13, 14]、大規模工業の生産制限という形での保護、補助金支給、技術と信用の供与などが提唱された。SSI がインド政府の視野において次第に大きくなっていったことは全国的経済団体として「インド小工業団体連合」

(Federation of Associations of Small Industries of India) が政府の支援で1961年に設立されたことから推察できる。

2. SSI への留保制度の導入と拡大

以上のように1950年代においては小工業部門に第1に求められたのは雇用という極めてプラグマティックな要求であった。伝統的な村落・家内工業に適応される留保制度などは第1に雇用を守ることを目的としていた。しかし、SSI については、当時は未発達で、また、雇用など緊急に対策が求められる業種も特定のものであったことから、留保制度を一般化する方向性はなかったといつてよい。

SSI で留保制度が恒常的政策として導入されるのは、会議派政権の人气が急落する1960年代後半であった。留保制度は特定の業種、品目で「選択的な」施策として1960年代はじめからインド小工業団体連合などによって求められていたが [Federation of Associations of Small Industries of India 1961, 27-28] 実現を見ないでいた。それが実現するのが表1のように47品目が留保された1967年である。留保品目数はその後1976年まで180品目に拡大した。この政治的背景は経済政策のイデオロギー化である。

インディラ・ガンディーは1966年に会議派政権首班となったが、60年代後半は65、66年の2年続きの旱魃による食糧生産の不振などの経済危機によって人气が低下し、また党内では保守派との亀裂が深まっていった。そのため1967年の総選挙で会議派は連邦、州レベルとも大きく議席を減らし苦境に陥った。そのような苦境を乗り越えるために同政権がとったのが、社会主義的政策をさらに急進化することであった。1969年の主要商業銀行の国有化、極めて規制的な1969

年独占禁止法や、73年の外国為替法の立法化などがその典型的な例である。ところが民間大企業に対する統制が強化されればされるほど、相対的に SSI に対する政治的優先順位があがざるを得なかった^(注18)。インド経済のおかれた厳しい現実に緊急に対処する必要がある以上、雇用ポテンシャルが大きいと考えられた SSI が重視されざるを得なかったからである^(注19)。共同生産プログラムの経験に対する否定的評価や留保制度に反対する意見がすでに政府に提示されていたにもかかわらず [Government of India 1963, 116-118]^(注20)、留保制度が一般化した形で導入されたのは、イデオロギー的変動と大衆の支持を獲得するためのポピュリズムのいわば副産物であった。

もっとも、1970年代までの会議派中央政権の経済政策のイデオロギー的フレームワークは基本的には輸入代替工業化戦略を基盤とする重化学工業化であり、中心的経済主体はあくまでも大規模な公企業であるべきという点では大きな変化はなかった。従って SSI に「雇用」が期待され一定の政策的力点がおかれるようになったとはいえ、同部門に対する政策の変化は、留保制度も含め急激なものではなかった^(注21)。しかし次のジャナター党政権では様相が大きく変わる。

1977年の総選挙で会議派に代わって中央政権についたジャナター党政権の経済イデオロギーは先に述べたように社会主義、ガンディー主義などの混淆したものであり、会議派の政策とは一線を画するものであった。そこにおいては「雇用」がさらに重要な政策目標となり会議派の資本集約的戦略よりも、労働集約的で雇用創造型の戦略が重視された [Janata Party 1977,

表1 SSI のみにしか生産が許されない留保品目の数

告知の日付	留保品目数	留保からはずされた品目数	累積の純留保品目数
フェーズ			
1967年4月1日	47		47
1970年2月19日	8		55
1971年2月24日	73		128
1971年11月11日		4	124
1974年2月26日	53		177
1976年6月5日	3		180
1978年4月26日	324		504
フェーズ			
1978年4月26日	807		807*
1978年12月30日		1	806
1980年5月12日	27		833
1981年2月19日	1	1	833
1981年8月3日	9		842
1981年12月23日	2	13	831
1982年10月14日		3	828
1982年10月19日	9		837
1983年9月3日	35		872
1984年10月18日	1	1	872
1985年5月30日	7	14**	869
1986年10月30日	1	7	863
1987年2月13日		13	850
1987年7月20日		3	847
1988年3月18日		1	846
1989年3月3日	3	14	835
1989年7月31日	1		836

(出所) Ministry of Industry (1997, 101).

(注) * 1978年に全国産業分類 (National Industrial Classification) に従う品目分類に切り替えられ、その過程で留保品目リストの数は504から807に拡大した。

** 3つの下位品目を含んでいるので、有効な品目数としては11となる。

14] 1990年代まで続く村落家内工業やSSI政策が実質的に固まったのはこの時代であった。その結果、農業部門や村落・家内工業、SSIに相対的に高い政策的優先順位がおかれることとなった [Government of India 1977; Janata Party

1977; *Times of India*, Dec. 24, 1977; Vakil 1979, xxi] 民間の大規模工業部門には高度な技術を要する資本財など、小工業部門では生産できないものについてだけその役割が期待されるにとどまった。

SSI 政策の第 1 の特徴は留保品目の大幅な増加である。1978年 4 月には180から一挙に504に拡大された^(注22)。それは「SSI, または, 家内工業が生産できるものなら何でも彼らに生産させる」[Government of India 1977] という考え方からであった^(注23)。同時に SSI の定義が細分化され零細工業 (tiny industries) というカテゴリーがもうけられ, より優遇的な措置を受けることとなった。すなわち留保品目が大幅に拡大されると同時に, 従来の SSI の範疇をさらに細分化し弱体な零細工業が相対的に大きな SSI によって圧迫されることがないように両者の間でも競争を制限しようとした^(注24)。一方行政機構も強化され, 例えば1978年には, 企業家や職人の保護育成のために県レベルで統合的な行政サービスを与える「県工業センター」(District Industries Centres)^(注25)がほぼ全インドで整備されることとなった。

ジャナター党政権においても, 留保制度などの保護策強化は雇用確保ということから正当化され, 会議派政権と基本的な連続性はあった。しかし, 留保品目数の大幅な増大や SSI の定義の細分化, 県工業センターの設置などの「画期性」は, 「雇用」という従来からの要因に加えて, 政権交替による政策イデオロギーの大きな変化がなければ説明できないものである。ひとつの仮定として何らかの SSI 団体や SSI のロビー活動がそのような「画期性」をもたらしたということも考えられよう。確かに前述したようにインド小工業団体連合などはすでに1960年代から留保制度の導入と拡大を要求してきた。しかし, その政治的影響力は弱いものであった。またこの仮説ではなぜジャナター党政権の時に「画期性」が現出したのかという疑問には答え

られない^(注26)。「画期性」を説明するためにはジャナター党の政治的イデオロギーが説明変数として重要であったといわざるを得ない。すなわち, 「社会主義」や「ガンディー主義」およびこれらのイデオロギーが向けられる大衆へのアピールという点から「画期性」は説明されるべきものである。

このような政策の急激な変更に対して, 1979年に崩壊したジャナター党政権に代わり復活した会議派政権は80年の産業政策声明で, ジャナター党政権は大規模工業部門と SSI の利益を対立するものとして故意に分断したと非難した [Government of India 1980]。ジャナター党政権の産業政策に批判的であったインディラ会議派政権であったが, 留保品目数も零細工業の定義も元に戻ることはなかった。留保制度が貧困大衆のための制度として政治的にアピールされた以上, 深刻な経済危機でもなければ政治的には積極的に削減する方向には進まなかった [Dhar 2000, 380 ; Inoue 1992, 86]。もっとも, 1980年代は同時に「社会主義型社会」や「貧困追放」といったスローガンが実績を伴わず色あせ, 経済政策が徐々にプラグマティックなものにならざるを得ない時期でもあった。これが深刻な経済危機を媒介として1991年の構造改革, 経済自由化につながるのである。

深刻な経済危機は1990年に訪れた。湾岸戦争によって出稼ぎ労働者から送金が途絶したことに端を発する外貨危機, 経済危機である。ただし, より根本的な原因は社会改革の遅れや, 国家主導の「社会主義型社会」イデオロギーの政策体系の非合理性などにあることは多くの為政者, 官僚の目にはすでに1980年代には明らかであった。自由化の試みはラジーヴ・ガンディー

表2 工業部門と管轄官庁

	工業	監督・実施機関	管轄省・局
近代的部門	大 / 中規模工業		工業政策・育成局および工業開発局 (Dept. of Industrial Policy and Promotion and Dept. of Industrial Development)
	SSI	小工業開発機構 (Small Industries Development Organisation)	小規模工業・農業関連工業・村落工業局 (Dept. of Small Scale, Agro & Rural Industries)
	動力織機	繊維局長 (Textile Commissioner)	繊維省 (Ministry of Textiles)
伝統的部門	カディー・村落工業 (Khadi and Village Industries: KVI)	カディー・村落工業委員会 (Khadi and Village Industries Commission)	小規模工業・農業関連工業・村落工業局 (Dept. of Small Scale, Agro & Rural Industries)
	手織機 (Handlooms)	開発局長 (手織機) (Development Commissioner [Handlooms])	繊維省 (Ministry of Textiles)
	絹織物 (Sericulture)	中央絹評議会 (Central Silk Board)	繊維省 (Ministry of Textiles)
	手工芸 (Handicrafts)	開発局長 (手工芸) (Development Commissioner [Handicrafts])	繊維省 (Ministry of Textiles)
	椰子繊維 (Coir fibre)	椰子繊維評議会 (Coir Board)	小規模工業・農業関連工業・村落工業局 (Dept. of Small Scale, Agro & Rural Industries)

(出所) Ministry of Industry (1997 , 26).

会議派政権 (1984 - 89年) 期にアドホックかつ個別部門でなされた。その試みは党内の政治的反発もあって尻すぼみになるが、1991年の本格的な改革の前段階となった^(注27)。このように構造改革、経済自由化への転換の方向性は1980年代後半に国内的に明らかであった。1991年に改革が開始される要因として外貨危機を契機とする世銀やIMFの圧力といった外的要因は副次的なものであったといえよう。構造的な経済危

機の中かで1991年の総選挙で勝利したラオ会議派政権は構造改革に本格的に着手せざるを得なくなる^(注28)。

SSI政策が「社会主義型社会」の政策体系のなかに位置づけられてきた以上、その改革にはまず「社会主義型社会」からの転換が不可欠であった。1991年の構造改革の開始はこの部門の改革のための必要条件のひとつが成立したことを意味した。不必要な官僚統制の排除、自由競

表3 SSIの定義の変化

(単位: 100万ルピー)

	小規模工業 (SSI)	関連工業	零細工業	輸出志向工業	小規模サービス企業(1991年に右範疇に統合)	小規模サービス・ビジネス企業
1991年における定義	機械類および装置類に対する粗資本投下額で定義。	SSIの中でも生産物またはサービスの50%以上を他の企業の投入財として供給している企業。	機械類および装置類に対する粗資本投下額で定義。立地の制限なし。	生産開始3年までに年間生産量の30%以上を輸出する企業。	工業生産に係るサービスを提供する企業。	工業生産に係るサービス、ビジネスを提供する企業。
1950年	0.50*	-	-	-	-	-
1960年	0.50	1.00	-	-	-	-
1966年	0.75		-	-	-	-
1975年	1.00	1.50	-	-	-	-
1977年			0.10	-	-	-
1980年	2.00	2.50	0.20	-	0.20	-
1985年	3.50	4.50		-		-
1991年	6.00	7.50	0.50	7.50	右に統合	0.50
1997年12月	30.00	30.00	2.50	30.00	右に統合	
1999年4月	10.00	10.00			右に統合	

(出所) 二階堂(2001, 13). ただし一部修正。

(注) *動力を用いる場合は50人以下、用いない場合は100人以下という制限があった。

争の促進という潮流のなかで、すでに経済的には様々な面で非合理的な制度であることが明らかとなっていた留保制度^(注29)に変化を促す大きな圧力がかかることになる。この点の検討に進む前にSSIの概略と留保制度の経済的な評価を簡単に整理しておきたい。経済改革の過程で留保制度が政策としていかに議論されることになるか理解するためには、その経済的評価の要点を知ることが必要だからである。

3. SSIの発展と留保制度

はじめにSSIの位置づけを簡単に説明したい。工業部門全体は表2のように大まかに伝統的工業か近代的工業かによって、そして規模別で分

類され、各々の官庁の監督、規制の対象とされる。本稿の検討対象であるSSIとは行政的には小工業開発機構の監督下にある。現在、SSIは基本的に他の企業の子会社や所有となっていない企業で、土地や建物への投資を除いて機械類および装置類に対する粗資本投下額が1000万ルピー以下のものと定義される。これは広義の定義であり、この部門に対する規制、保護・育成策が時代とともに細分化される過程で範疇も表3のように関連工業(ancillary industries)、零細工業(tiny industries)、輸出志向工業(export-oriented industries)、小規模サービス企業(small scale service industries)、小規模サービス・ビ

表4 1990年代におけるSSIの発展

年	工場数 (万)	生産額(億ルピー)		雇用 (万人)	輸出 (億ルピー)
		時 価	1990/91年固定価格		
1991/92	208.2	17,869.9	16,015.6	1,298.0	1,388.3
1992/93	224.6	20,930.0	16,912.5	1,340.6	1,778.4
1993/94	238.8	24,164.8	18,113.3	1,393.8	2,530.7
1994/95	257.1	29,399.0	19,942.7	1,465.6	2,906.8
1995/96	272.4	35,621.3	22,216.2	1,526.1	3,647.0
1996/97	285.7	41,263.6	24,731.1	1,600.0	3,924.9
1997/98	301.4	46,517.1	26,815.9	1,672.0	4,443.7
1998/99(暫定値)	312.1	52,751.5	28,880.7	1,715.8	4,946.1

(出所) Small Industries Development Organisation (2000)。

ジネス企業 (Small Scale Service and Business Industries) などに分化している。SSI が輸入原材料の確保などの保護育成策を受けるためには県工業センターなどに登録する必要がある。しかし、自ら申請しない限りは多くの場合行政に補足されない。

SSI の範疇^(注30)、そしてそれらの範疇に対する行政が複雑に分化したのは、ひとつにはSSI に対する政策の展開が、基本的にアド・ホックであったからである。すでに見たように1950年代から60年代中頃までは同部門は政策的には「社会主義型社会」政策のなかでマイナーな「残余」の部門であった。また、1978年のジャーナター党政権での小工業重視も体系的、合理的なものではなく、政治的なアピールをねらったものであった。もうひとつの重要な理由はこの時期までに近代的なSSI が成長し経済のなかで重要な地位を占め、次第に注目を集めるようになった点である。例えばSSI は輸出すなわち外貨獲得のために重要な役割を果たすようになった。このため輸出促進という観点から「輸出志

向工業」という範疇が作られ、一般の3倍の資本規模でもSSI と認定され様々な優遇措置を享受できるようになった。また小規模のサービスやビジネス部門がSSI に包摂されるようになったのも、これらの部門が生産部門と密接な関係にあることからその重要性が認識されたからである。

表4は1990年代のSSIの発展を示す表である。これらは基本的に自己申告を通じて小工業開発機構に把握されているものみの集計値である。自己申告による登録が様々な問題を抱えるため統計の精度には一定の限界があるが^(注31)、大よその傾向は把握できるであろう。SSIの企業数は1990年代に約200万から310万に増加し、雇用は1298万人から1716万人に増加している^(注32)。また生産額は1990/91年固定価格で1.60兆ルピーから2.89兆ルピーに成長しトレンドで年率9.3%の高い伸び率を示している。また、輸出への貢献は全輸出総額の約33から35%を占める。このようにSSIは今や経済で重要な地位を占める。これがこの部門の改革政策に注目が集まる

表5 業種別 SSI における留保品目の生産額の割合

業種	全国産業分類 (NIC) 2 桁 / 業種名	1988年		1972年	
		留保品目数	留保品目の生産割合 (%)	留保品目数	留保品目の生産割合 (%)
21 & 20	食料品	17	35.85	0	0.00
22	飲料, タバコおよびタバコ製品	1	0.20	0	0.00
23	綿織物	0	0.00	0	0.00
24	ウール, 絹および絹混縫, 繊維織物	0	0.00	0	0.00
25	ジュート, 麻およびメスタ織物	0	0.00	0	0.00
26	メリヤス製品および衣服	31	80.11	0	0.00
27	木製品	14	56.85	2	20.58
28	紙製品, 印刷物	30	24.79	0	0.00
29	革製品	17	46.86	2	12.06
30	ゴム, プラスチック製品	99	30.92	7	32.43
31	化学および化学製品	166	29.74	19	26.55
32	非金属鉱物製品	39	14.47	8	28.75
33	基礎金属製品	14	4.18	0	0.00
34	金属製品	131	42.62	62	49.06
35	電気製品以外の機械類, 部品	55	8.83	2	32.76
36	電気製品および部品	59	8.57	22	37.55
37	輸送機器および部品	102	23.80	48	8.58
38	その他様々な製造業製品	68	35.22	5	64.31
97	修理サービス	0	0.00	0	0.00
99	他に分類されないサービス	0	0.00	0	0.00
OT	その他	0	0.00	0	0.00
全工業		843	29.36	177	23.71

(出所) Ramaswamy (1994, M-20).

(注) 業種名加筆。

大きな原因である。次に留保制度の位置づけを把握しておきたい。

SSI 全体で約8000 [Planning Commission 1999, Vol.2, chapter 5, para. 5.83] の品目が生産されているといわれる。そのなかで留保品目はどの程度の比重を占めるのであろうか。表5は業種別 SSI における留保品目の生産額の割合を1972年と88年の2時点の SSI センサスのデータから見

たものである。SSI の全生産額に占める留保品目の割合は1972年で約24%, 留保品目数が大幅に増えた88年時点でも約29%にしかすぎない。留保品目は両時点間で急速に拡大されてきたにもかかわらず, SSI による留保品目の生産はそれに見合った拡張を示していない。これには2つの原因が考えられよう。

まず, 制度自体に大きな抜け道があって, 留

保品目が生産されている場合でも留保品目として補足されない場合がある。特に大企業による場合が問題である。代表的な抜け道として2つの場合がある。ひとつは留保品目でも生産の30%以上を輸出に回している場合、大企業でも生産が規制されない点である。このような大企業は本来輸出用に生産された場合でも余剰部分をしばしば国内市場に闇で回すことがあり、それによって留保制度を有名無実化している場合がある。次に留保品目として指定される以前に大企業がその品目の生産を行っている場合、工業省から「生産継続」(carry on business)ライセンスを取得すれば引き続き生産が許可される。この場合、品質、ブランドなどの面で大企業がマーケットで有利な地位をすでに確定していればSSIとの競争で優位性を継続でき、一方で留保制度によって他の大企業の参入を阻止できるので結果として当該大企業はその品目について独占または寡占的な地位を継続できるということになってしまう^(注33)。しかも多くの場合そのような企業は需要に応じて生産能力の稼働率を上げることによって生産増強を行うことができるし[Ministry of Industry 1997, 21]、時には実際上それ以上の生産を行っている場合もある^(注34)。またそもそも行政は厳しく監督、規制する能力を持たないため、大企業は工場を名目的に分割したり、様々な方策によってSSIに分類されるようにしている例がある。「ベナーミー」(名前を騙る)と呼ばれるこのような不法行為は相当広範囲に行われていると推測される^(注35)。

次に大企業の参入がない場合でもそもそも当該留保品目に対する需要が伸びない場合は当然SSIの成長は鈍い。例えば、SSIでシェアーを

伸ばしている200品目の内、留保品目は48品目にすぎないという報告もある[Ramaswamy 1994, M-20]。留保品目にはもともと成長に期待が持てない品目が多く含まれているのである。また留保制度はあくまでも供給面における規制策であり、それによって新たな需要を喚起することはない。留保制度は輸入代替工業化という大枠のなかで「幼稚産業保護論」として擁護された場合もある。しかし以上のように留保品目が非留保品目に比べてより速く成長するということはなかった。

以上のように留保制度は経済的観点から多くの非合理的側面があることは明らかである[Tendulkar and Bhavani 1997]。本稿の焦点は留保制度をめぐる政策的展開の分析であるから、経済的評価についてはここではカトラックの的確と思われる計量分析の紹介にとどめたい。これは小工業開発機構が行った1988年の2回目のSSIセンサスのデータに基づいて行った統計的検証である。

同氏によれば、第1に、留保制度によって留保品目を生産するSSIの工場数は増加した。これは大工業部門との競争から保護されるために参入が容易であることを示しているのと、個々の工場の大規模化に制限が設けられているため、市場での需要拡大には工場数の増加で対応することになるためである。第2に、主に留保品目を生産する工場は、そうでないものよりも高レベルの生産能力を持つが、その稼働率はかなり低いことが示される。これは留保制度によって大企業との激しい競争から保護され技術的に未熟であっても、また、生産能力を必ずしも有効に利用していない企業でも生存する余裕があるからである。第3に留保制度はSSIを保護し倒

産を防ぐことには貢献していない。最後に留保制度は、SSIの生産量および雇用の拡大に効果があったかどうか統計的に確認できない一方で、それが大規模工業部門の生産および雇用に制限したことで全体的に見ると経済的福利厚生には負の効果となったのではないかと考えられる [Katrak 1999]。経済的評価としては1990年代にはこのような否定的評価が一般的になったと、いってよいであろう(注36)。

このような留保制度の否定的評価の定着が、1991年以降の構造改革と経済自由化への大転換の時期には、品目削減、そして、原則撤廃を視野にいたれた方向へのシフトへの原動力となる。しかしその政治過程は決してストレートなものではなかった。次の節では経済自由化のなかで留保制度をめぐる政策的展開を検討し、その政治過程の特質を抽出したい。

経済自由化と留保制度

1991年の総選挙の結果、政権に復帰したナラシンハ・ラオ会議派政権は7月24日に新しい産業政策声明、8月13日に貿易政策声明を出して構造改革、経済自由化への転換を明確にした。しかしこの2つの政策声明の間、8月6日に出されたSSIについての政策声明は相対的に目立たなかった。その最大の理由は声明が産業政策声明や貿易政策声明のように大胆な政策変更を含まなかったからである。同声明では成長と近代化が目標とされ、許認可規制のさらなる自由化、また雇用の最重視などが示された。雇用促進の具体的政策としては工業生産に関連するサービス部門で零細工業の定義を満たす企業は零細工業に分類し育成を図ることなどがうたわれ

た。しかし政策を具体化するための法律や規制の改正は、「SSIの不利益とはならないようになされる」とわざわざ明示され、また、留保制度について何も述べられなかった [Government of India 1991a]。特別な声明が出されたことでSSIに関する政府の関心の高さは示されたが、それはむしろ構造改革を開始するにあたってSSIを急進的改革の対象としないことを言外に示し安心感を与えるためになされたという政治的性格が強い。留保制度についても1990年代前半は政府レベルでの議論は目立たなかった。しかし、改革につながる検討は開始されている。

留保制度は1951年産業（開発と規制）法によって規制されるが84年の改正によって法定の留保制度審議会（Advisory Committee on Reservation）が設置され、これが留保制度について審議を行う。同審議会は1995年8月に再構成され小規模工業・農業関連および村落工業省の事務次官（Secretary）が委員長に就いた。新たな審議会は留保品目の見直しを行う委員会を発足させることになる。これは1987/88年のSSIセンサスの報告が92年に公になり、留保品目に指定されているにもかかわらず実際はSSIで生産が行われていない品目が多くあることなど様々な問題点が指摘されたこと、留保制度が経済自由化、特に輸入自由化の流れのなかで批判される場合が多くなってきたからである。この結果設置されたのが商業省の事務次官補（Additional Secretary）ヴィジャヤラガヴァン（T. S. Vijayaraghavan）を委員長とする官僚レベルの委員会であった(注37)。

1. ヴィジャヤラガヴァン委員会

委員会の主要課題は留保品目の見直しであった。見直しではSSIの利益、生産の最小経済規

模、技術の近代化の必要性、全インド的かつ国際的な競争力、生産性、消費者利益、輸出入政策との関わり、労働集約的であるかどうかなどを考慮することが求められた。同委員会は1996年に最終報告を審議会に提出し91品目を留保品目から解除し（de-reservation）、56品目について名称を適切に改正するよう求めた〔Government of India 1996, List I and II〕。報告書では留保品目見直しに関してどのような議論が官僚の間でなされたかはいま見ることができる。2つの例をあげよう。

第1例は革製品に関してである。商業省代表は輸出促進のために全ての革製品を留保品目から外すことを主張した。高度な技術を備えた大企業が進出し輸出を拡大することを期待したからである。しかし小工業開発機構代表は革製品をリストから外すことは大量の失業者を生み出すとして反対した。結果的に勧告では革製品4品目の留保解除が勧告された。第2例は機械工具類である。この分野では高品質の製品を生産するための投資規模はSSIの限界を超える傾向がある。また留保制度が適用される以前に操業していた大企業3、4社の独占市場である場合が多いが、それらの企業は多種多様な工具を十分に供給できない。これらの理由から委員会の大勢は留保を解除することを主張した。これに対して、小工業開発機構の代表はSSIは十分な質の製品を供給できるとして解除に反対した〔Government of India 1996, “Rationale for Changes in Reserved Items Recommended by the Committee”〕。結果的に14品目が留保解除を勧告された。この2例から、商業省などが貿易自由化と競争力の増強という見地から留保品目をできるだけ削減しようとしているのに対して、

小工業開発機構は留保制度を守ろうとする姿勢が明確である。

以上のように、貿易自由化と競争力増強は確かに留保品目改訂のひとつの重要な要因であった。しかし全体的に見ると勧告では留保解除を勧告した品目と輸入自由化品目との相関はほとんど見られないことから^(注38)、その要因が特別に重要視された、というわけではないと考えられる。その意味では同委員会の議論は中途半端なものであった。留保制度をめぐる政策議論の転換点は次に述べる1997年のアビド・フサイン（Abid Hussain）報告書である。世界貿易機関（WTO）でインドは貿易自由化へのコミットメントを表明し、1996年12月に数量制限撤廃に基本的に同意した。これが議論を加速する重要なポイントとなった。

2. アビド・フサイン委員会と統一戦線政府

1997年1月に提出された『小企業に関する専門委員会報告』、通称アビド・フサイン（委員長）委員会報告〔Ministry of Industry 1997〕は経済自由化との関連でSSI政策の全般的な見直しを検討したものである。同報告書はSSI^(注39)の経営の最大の困難性は金融、技術、マーケティングなどであるとし、さらに、従来のSSI政策の非合理性、歪みを批判した。

同報告書が最も批判的であったのが留保制度である。留保制度はSSIに期待された保護を与えることもできず、自己矛盾した制度であると非難した。とりわけ問題としたのが、数量制限撤廃など貿易自由化との関連である。WTO体制の発動によって貿易における数量規制が2001年までに撤廃されることとなり、留保品目も国際競争に晒されるからである。その結果、外国の多国籍企業は留保品目に参入できるのに国内

大企業は参入できないという極めて非合理的な事態に陥ってしまう。しかも関税も低率化の方向に進まざるを得ないから、留保品目を国際的競争から保護する機能は低下せざるを得ない^(注40)。同報告書によるとそのような留保品目は550品目以上にのぼるといふ [Ministry of Industry 1997, 75]。このような点をふまえて報告書は留保制度の全面的廃止を勧告した [Ministry of Industry 1997, 19 23, 73 76]。保護ではなく競争力の強化政策を求めたのである。もっとも同時に留保品目の解除によって深刻なダメージを被る恐れのある部門には移行措置として信用供給など政府は支援「パッケージ」を与えるべきとも述べられた [Ministry of Industry 1997, 76 77]。

アビド・フサイン報告の一部は政府に受け入れられ、2月には統一戦線 (United Front) 政府工業大臣のマラン (Murasoli Maran) は SSI の行政的定義を改訂し、粗資本投下額の上限を1991年の600万ルピーから3000万ルピーへ、零細工業の上限も50万ルピーから250万ルピーと大幅に引き上げる決定を行った^(注41)。また輸出志向工業の定義を緩和する決定もされた。同大臣はインフレ、ルピーの切下げ、外国為替変動、資本財の国際的価格の高まり、SSI の技術の近代化を理由としてあげたが、基本的理由は SSI が輸出に大きく貢献していることからその近代化、競争力強化が望まれたからであった。SSI に認定される上限が一気に5倍にもなったことで既存の多くの中規模の企業は SSI の優遇措置の恩恵に与えられることとなったが、逆に資本規模の小さい「本来」の SSI、零細工業は規模の大きい企業との競争で圧迫を受けることになった。

しかし留保制度の廃止は実現しなかった。1997年2月にはマラン大臣は全面的撤廃は現状では無理であり、漸進的な解除を行うべきとの見解を示した^(注42)。結果的に留保解除は4月に15品目という極めて限定的な形で行われただけとなった^(注43)。留保制度に関して勧告が中途半端な形でしか受け入れられなかったのは、統一戦線政府が弱体で^(注44)、留保制度から利益を得ている SSI、関係機関などの抵抗や反対を政治的に無視することができなかったことが一因である。

例えば、予算国会直前1月における財務省大臣チダンバラン (P. Chidambaram) への陳情で、小規模工業経済団体の代表の1人であるインド小規模工業連盟 (Confederation of Small Scale Industries of India) 会長サリーン (Sudarshan Sareen) は留保品目の削減は行わないこと、多国籍企業や国内大企業が SSI の範疇に含まれることを阻止するために上限の改訂は1000万ルピーに留めることなどを覚書で要求したが、政府はあからさまな否定的態度はとれなかった^(注45)。サリーンは留保制度廃止の勧告が実施されるようなことがあれば全国的アジテーションを組織すると表明し政府に圧力をかけた^(注46)。また州、特に後進州からも反対の意思表示がされた。例えば最も後進的な州のひとつのオリッサ州選出の会議派議員ガイクワード (Udaysingrao Gaikwad) は、SSI の定義を一挙に5倍にし、輸出志向工業の定義を緩和する決定をしたことに対して、それは本来の SSI に優先されるべき便益享受を中規模または大規模な企業にも許すことになると連邦下院で厳しく批判した。また留保制度は政府の産業政策の中核として維持すべきと主張した^(注47)。

留保制度の存続を頑強に主張する、このよう

表6 アビド・フサイン報告書による留保制度をめぐるロビーの構図

留保制度撤廃反対派	経済団体	United Cycle and Parts Manufacturers Association, Ludhiana PHD Chamber of Commerce and Industry, New Delhi Tamil Nadu Association of Cottage, Tiny and SSI, Chennai Maratha Chamber of Commerce and Industry, Pune
	中央官庁	小工業開発機構
留保制度部分的または完全撤廃容認派	経済団体	Karnataka Small-scale Industries Association, Bangalore Confederation of Indian Industry, New Delhi Associated Chamber of Commerce and Industry, New Delhi
	中央官庁	Department of Science and Technology, New Delhi Department of Economic Affairs, New Delhi
特定品目についての留保制度撤廃派		特定個別企業

(出所) Ministry of Industry (1997, 106-108) より筆者作成。

な「既得権益層」についてはアビド・フサイン報告も大きな注意を払っている。報告書は「化学および化学製品」、「金属製品」、「輸送関連部品」、「ゴムおよびプラスチック製品」などの特定業種に留保品目が集中しているのは業界の何らかの政治的影響力によるものと見なしている [Ministry of Industry 1997, 102]。また官界も含めて SSI をめぐる政治的ロビーの構図を表6のように示した。経済団体としては大企業の利益を代表する CII や Assocham が留保制度廃止を主張しているのに対し、比較的中小規模の企業の利益をも代表する傾向がある PHD 商工会議所 (Punjab, Haryana, Delhi Chamber of Commerce and Industry)^{注48)}は留保制度維持を表明している。また、ヴィジャヤラガヴァン委員会の場合と同様に小工業開発機構も撤廃反対派に位置づけている。

アビド・フサイン報告にもかかわらず、留保制度の緩和は関連経済団体や政府部局の抵抗に

よって結局中途半端な形でしか実施されなかった。しかし、その重要性は過小評価されるべきではない。第1に、統一戦線政府は、SSI や村落家内工業と直に向き合うところの州レベル政党の連合という性格が強く、一見、小規模工業団体などの圧力に影響されやすいと考えられたが、それにもかかわらず15品目が留保解除され、SSI を定義する投資上限も5倍に拡大された。また統一戦線政府の中心となったジャナター・ダルは1996年の総選挙で留保制度の保持を掲げていた [Janata Dal 1996, 7, 12]。しかし同党が他の政党と連合政権を組織する過程で合意した「基本共通プログラム」では留保制度への言及は消え^(注49)、より現実的な政策運営を行うことを示さざるを得なくなっている。小工業重視を最も重要な政策として掲げた政権でも留保制度を無条件で継続することは困難になったことがわかる。

第2に重要な点は、決定が政権が極めて不安

定化した時期に行われ得たことである。同年3月30日に外部からガウダ (Dev Gowda) 統一戦線政権を支持していた会議派が政治的思惑から支持を撤回したため、4月11日に同政権は連邦下院の過半数の信任を確保できず退陣し、代わってグジュラル (I. K. Gujral) 統一戦線政権が4月下旬に成立する。このような政治的に極めて不安定な時期にもかかわらず、留保制度の緩和が決定され得た。以上の2点が示すのは留保制度に関係する既得権益の抵抗は政治的にはそれほど強力なものではないということ、そして、この分野の改革において政権の不安定性があっても一定の方向性 (= 留保解除) をとらざるを得ないようにする強い要因があった、という点である。その要因とはすでに国際的に明らかにした数量規制撤廃のコミットメント、特に輸入における数量規制撤廃の不可避性であった。

もちろんそのような要因の発現は政治的決定というフィルターを通じてのみなされる以上、政権のイデオロギーや政治情勢によって「揺らぎ」が生じざるを得ない。この点は統一戦線政府が最終的に崩壊し、インド人民党^(注50) (Bharatiya Janata Party: BJP) 連合政権が成立した1998年から99年の第2次 BJP 連合政権である国民民主連合 (National Democratic Alliance) 政権が成立する過程で浮かび上がる。

3. BJP 連合政権と S・P・グプタ委員会

統一戦線政権が崩壊したあと1998年3月に連合政権を成立させた BJP はヒンドゥー主義団体である民族奉仕団 (Rashtriya Swayamsevak Sangh: RSS) と極めて密接な関係にある政党である。同党は経済政策的には「スワデシー」というインド特有の経済ナショナリズムを掲げてきた。これは「自立、国産品愛用」という意味

であるが、ガンディー主義的要素が加味され大工業よりも小工業優先という意味合いも加わった概念である。また同党の伝統的支持基盤層は高カースト、社会上層、都市部の中小の企業や自営業者が重要であるといわれ^(注51)、そのことも伝統的に小工業の保護育成策に重点をおく要因となっていた。従って自由化を明確に求めるアビド・フサイン報告には批判的であった。2月の総選挙の選挙綱領においてはアビド・フサイン委員会は SSI の困難な状況に注意を払っていないと批判し、投資上限3000万ルピーの下方改訂や、労働法改正による零細部門への行政による「嫌がらせ」解消などを唱えた [Bharatiya Janata Party 1998]

もっとも BJP が政権につく現実的展望が開けた1990年代中頃以降には留保制度は表7に示されるように、少なくとも全国レベルの決議においては言及されなくなり、よりプラグマティックな政策をとる方向性が示されつつあった。他の政党と連合を組むため選挙後に合意された連合政権綱領たる「統治のための国民的課題」でも留保制度への言及は示されなかった [National Agenda for Governance 1998]。しかし、新政権は連邦議会下院で過半数ぎりぎり、また、連合に参加する政党間の関係も不安定であったため、支持団体に敏感であらざるを得ず、そのため伝統的なイデオロギー的政策をあえて示す必要が生じたことは後の事態の推移が示すとおりである。

すなわち、首相に就任した BJP のヴァジペイー (Atal Behari Vajpayee) は4月29日には、「小工業会」(Laghu Udyog Bharati: LUB)^(注52) が主になって組織された全国大会で、3000万ルピーから1000万ルピーへの投資上限の引き下げ、

表7 BJPの全国レベルの会合の決議文でSSIに対する生産留保制度が言及された会合、1981～1999年

年	月	日	開催地	会合の種別
1982	2	12, 13, 14	Bhubaneswar	全国執行委員会 (National Executive)
1982	6	4, 5, 6	Surat	全国代表委員会 (National Council)
1983	8	19, 20, 21	Patna	全国執行委員会
1984	3	31, 4月1, 2	Ahmedabad	全国代表委員会
1984	10	12, 13, 14	Pune	全国代表委員会
1987	7	24, 25, 26	New Delhi	全国執行委員会
1988	7	1, 2, 3	Jamshedpur	全国執行委員会
1990	7	21, 22, 23	Madras	全国執行委員会
1991	2	1, 2, 3	Jaipur	全国大会 (Plenary Session)
1992	4	12, 13	Delhi	全国執行委員会
1994	3	20, 21, 22	Hyderabad	全国執行委員会

(出所) Bharatiya Janata Party (2000)。

(注) 「言及」は内容的には生産留保制度の拡大またはより厳格な適用を求めたもの。同制度の縮小または撤廃を求める「言及」はない。

留保品目の解除方針の再検討などアビド・フサイン報告の見直しを示唆した^(注53)。LUBは1994年にナーグプルでRSSが中心となって組織された団体でBJPと密接な関係にある。「スワデシー」を掲げ政治的に活発なロビー活動を行っている^(注54)。BJPは選挙綱領において、統一戦線政権のSSI政策の自由化に批判的で、より伝統的な保護的政策を表明していたし、また、議会で弱体^(注55)であったため支持団体の要求には敏感な「姿勢」をとらざるを得なかった。

しかし、「姿勢」が「行動」に移るためにはさらなる政治的圧力の注入と、政治状況の変化がなければならなかった。最も大きな政治的圧力となったのはRSSを通じて党と密接な関係をもつ諸団体からの圧力である。なかでも「スワデシー覚醒運動」(Swadeshi Jagaran Manch: SJM)^(注56)の運動は大きな圧力となったことは間違いない^(注57)。SJMもRSS関連団体で1991

年11月にナーグプルで成立した組織である。「スワデシー」を掲げ無差別なグローバリゼーションに反対することがその特徴である^(注58)。連合政権が成立した後、SJMは1998年9月から翌年2月にかけて積極的に運動を展開した。9月から10月にかけて全インド300あまりの県(district)で「スワデシー宣揚行進」(Swadeshi Chetna Yatras)を大々的に行い政府のグローバリゼーションへの動きを牽制した。また1999年1月下旬にはデリーでLUBなどと共催で「スワデシーまつり」を大々的に組織しヴァジペー首相をして、開会の辞を述べさせることに成功している^(注59)。

以上のように、BJPの従来からのイデオロギー的自己規定およびBJPのいわば「身内」^(注60)の団体からの圧力によってヴァジペー政権は1999年2月にはSSIの投資上限を、以前から「姿勢」として示していたように、3000万ルピ

ーから1000万ルピーへ引き下げることを選択し、4月から実施した。同じ4月にはBJP連合政権はタミル・ナードゥ州のAIAドラヴィダ進歩連盟の支持を失い崩壊したが、ヴァジペー管理内閣はSJMやLUBなどからの圧力もあってアビド・フサイン報告が示した改革＝自由化の方向性を見直す姿勢を続けた。それが5月のS・P・グプタ委員会の任命である^(注61)。これは計画委員会の下でSSI政策を見直すために設置された委員会である。アビド・フサイン委員会報告のわずか2年後に新しい委員会が設立されたのは強く自由化を求めるアビド・フサイン委員会報告に対して、政治的バランスをとるためであったことは間違いない。

同委員会の中間報告はアドヴァーニ(L. K. Advani)内務大臣を議長とする小規模工業関連大臣グループに2000年7月に提出された。この大臣グループの目的は自由化・数量規制撤廃という環境のなかでSSIの転換を支える政策パッケージの作成、および、段階的、秩序だった留保解除のロードマップを検討することであった[Planning Commission 2001a, 164]。この大臣グループの審議を経て翌8月に、税制面や信用供給における優遇措置などを内容とする「SSIおよび零細工業部門に対する包括的政策パッケージ」[Ministry of Small Scale Industries and Agro & Rural Industries 2000]^(注62)が、小規模工業関連団体を集めて組織された大会で大々的に発表されることになる。ヴァジペー首相は大会で「グローバル化の挑戦を受けて立ち、品質を改善し競争に有効に立ち向かわねばならない。我々はあなた方の努力を引き続き支援する」[Ministry of Small Scale Industries and Agro & Rural Industries 2000, 14]と演説を締めくく

った。政治的にはパッケージはグローバル化とそれを推進する政府に対するSSIや零細工業の不满を和らげるためのものであったことは間違いない。そしてグプタ委員会中間報告はそのような結論に正統性を与えるベースとなったのである。S・P・グプタ委員会の最終報告は2001年2月に提出されたが、その基調は自由化後の小規模、零細工業の厳しい状況、雇用の伸び悩みを認識した上での報告となった。留保制度については、雇用に対する影響、生産と輸出への貢献などを重視してWTO体制の下でも基本的に継続するが、状況に応じて、定期的にその存続を見直すとした。これに関連して、一方で、皮革製品や既製服など輸出や近代化のために必要な場合は特別に投資上限を1000万ルピーから5000万ルピーへあげることも検討されるべしとした[Planning Commission 2001b, 99-100]^(注63)。

以上のようにグプタ委員会報告をめぐる政治的プロセスはスワデシー・ナショナリズムを掲げる党関連団体への譲歩＝懐柔策として重要な意味を持った。しかし、一方では「パッケージ」による自由化への適応の支援、および留保品目の段階的、選択的な解除を明確にすることによって、自由化とグローバル化の不可避性を穏健な形で関連団体に認識させることになったと見てよい。政治イデオロギー的にはスワデシー・ナショナリズムへの譲歩、経済的には自由化・グローバル化へSSIの認識を適応させるという一見矛盾する機能をグプタ委員会のプロセスは果たしたと見てよい。この2つの方向性は究極的には矛盾するものであるから、時間がたつにつれてどちらかの方向へバランスはシフトせざるを得ない。結論的に

いうとそれは後者の方向へのシフトであった。この点を分析しよう。

4. 自由化・グローバル化への適応と留保制度

自由化・グローバル化への対応という問題は単に SSI の問題ではなく、民間大規模工業、さらには公共部門も含む経済構造全体の問題である。上で述べたグプタ委員会の政治的プロセスと並行して1999年以降、規制一般の緩和を求める報告が相次いでなされ、次第にスワデシー・ナショナリズム的な議論を「薄める」政治的環境が作り出されていく。

議論の焦点は競争力強化であった。競争力の向上のため法制度で大きな問題となるのが、極めて硬直的な1969年独占禁止法であった。この法律の改廃も含めて企業間の公正な競争を促進し、産業の競争力を底上げするための競争法を立法することを検討したのが、1999年に報告書を提出したラガヴァン (S. V. S. Raghavan) 委員会であった。同委員会が SSI 政策について最も問題としたのはやはり留保制度であった。この点について委員会は大企業の参入が許されるような体制を作ることを明確に勧告した。また、貿易で原則として自由輸入品目である「一般輸入開放許可」(Open General Licence) 品目については留保制度の撤廃を提案した [Ministry of Law, Justice and Company Affairs 1999, 14, 24]。ただし、急激な競争の導入には委員会内でも異論があって SSI の痛みなどを考えれば数年かけて徐々に行われるべきとの意見も示された [Ministry of Law, Justice and Company Affairs 1999, 86]。

また、計画委員会でもグプタ委員会報告を除けば近年の議論では留保制度原則撤廃論が徐々

に優勢になりつつあった^(注64)。例えば1999年に2年遅れで政府に採択された第9次5カ年計画では SSI の重要性を認める一方で、政策を自由化に向けて転換する必要性が示された。最も問題にされたのは留保制度である。留保品目822の内、すでに一般開放ライセンスの対象となっているのが約600あり、これらの品目については早急に留保の解除が必要なこと、また留保解除で競争にさらすことによって技術や品質の改善が期待されること、なにより、現状では留保制度は一部の企業のための特権的な制度になってしまっているが SSI 全体をサポートする一般的政策が必要なことなどが述べられ、政策転換が促された [Planning Commission 1999, Vol.2, chapter 5, para. 5.83]。

さらに、「雇用機会」の状況および雇用対策を検討するため1999年1月に M・S・アールワリア (Montek S. Ahluwalia) を委員長として設置された計画委員会のタスク・フォースの報告ではさらに明確な方向性が勧告された^(注65)。アールワリアは経済自由化論者として知られ、ラオ会議派政権期から政府に重用されてきた人物である。2001年6月に提出された報告書では、予想されたように雇用は経済自由化を通じて創られるべきものとして、さらなる改革が勧告された。留保制度についても2005年までに「段階的」(phased manner) に撤廃すべきという考えが示された [Planning Commission 2001b, 8, 87-90]。このような明確性のゆえにアールワリア報告は副産物として政治的に大きな反発を引き起こした。SJM や連合政権幹事でサマター党 (Samata Party)^(注66) のフェルナンデス (George Fernandes) 国防大臣は同報告に鋭く反発し、報告に対抗するため計画委員会にグプタ (先に

述べた委員会の委員長と同じ)を委員長とする委員会を設置させるように働きかけた^(注67)。その結果9月に設置されたのが「第10次計画期において年間1000万人の雇用創造を目標とする特別グループ」[Planning Commission 2002]^(注68)である。しかし同委員会は2002年5月に報告書を提出したものの、内容的には目立った政策変更を要求するようなものではなかった。

一方、2001年9月に採択された第10次5カ年計画(2002~2007年)に対するアプローチ・ペーパーは、留保政策が非合理で多くの分野で輸出能力の形成を阻害したという、いくつかの専門家委員会の結論を例にあげ、同制度は段階的に縮小するべきとの考えが示された。ただし雇用に対する影響は注意深く考慮されるべきとした[Planning Commission 2001c, para. 3.44]

さらに留保制度撤廃を当然のこととした上でSSI政策の基本的変更にまで踏み込んだ考え方も政権の中枢で見られるようになってきている。例えば1998年8月に経済のグローバリゼーションにどう対応すべきか審議するため首相を長とする内閣レベルの「貿易と工業に関する審議会」が作られた^(注69)。同審議会はCIIなど産業界も含め、関連団体の意見を集約するため分科会を設け2000年4月に報告書を提出している。これらの分科会でも貿易自由化に向けて、繊維、化学工業など大きな雇用を抱える部門を含めてSSIの留保制度廃止を求める意見が強く打ち出された。注目すべきは従来のSSIと大企業の垣根を撤廃するような要求がなされはじめたことである。例えば、「伝統的工業の復興」分科会では税制、金融面で小工業部門に対する優遇措置は今まで乱用されてきたし、その効果は実際は非生産的であるとして差別的制度の是正が求めら

れた[Prime Minister's Council on Trade and Industry 2000, 5]。また分科会「どのようにしてインドはグローバリゼーションの陥穽を避けうるか」の報告書ではSSIの定義の変更が勧告され、従来の投下資本額による定義から雇用者数による定義に改め300人以下の労働者を雇用する工業をSSI、および300を越えて500人以下の規模を中規模工業とするように提案している。規模の違いを資本から雇用者数に改め、しかも上限を300人というかなり高い規模に設定したことはもし実現すれば資本集約的な「小規模」工業の成長に大きく貢献するものと考えられる。

以上のように、政治的性格が強い2つのグプタ委員会報告はあるものの、全体として政策議論は自由化とグローバリゼーションを前提とした政策へ確実にシフトしていると考えられる。留保制度については1997年以降は、97年4月に15品目、99年2月に9品目、2001年1月に1品目、2001年6月に14品目^(注70)、そして2002年5月の予算で51品目が解除されて748品目となっている。2001年以降、留保解除が加速する傾向を示しているが、これらの留保解除は数量規制撤廃という要因と自由化のなかでいかに企業の近代化と輸出産業を強化するかという観点からなされていることは明らかである。

例えば2001年1月の留保解除は既製服(ready-made garment)である。インドで既製服が輸出品目として極めて大きな可能性を持つことはないまでもない。これは同年4月の数量規制撤廃に備えてなされたものであることは明らかであるが、同時にこの分野に海外からの直接投資を呼び込み技術競争力の強化をねらった措置でもあった^(注71)。また2002年5月の51品目の留保解除の理由として小規模工業担当大臣ラージェ

表8 2001年5月31日開催された小規模工業審議会第46回会議参加者における留保制度の位置づけ

現状維持・より厳しい運用	部分撤廃	完全撤廃
Indian Council of Small Industries, Kolkata (留保制度に違反する製造業に対して罰則の物品税を課すべきである)	Goa Small Scale Industries Association (一般輸入開放許可 (= Open General License) 品目と既に指定されているものは全て留保の解除をすべきである)	Indian Industries Association, Lucknow (数量規制の撤廃に伴い留保の解除を行わなければならない)
Federation of Associations of Small Industries of India (留保品目を不法に生産している場合はより高率の物品税を課すべき)		Federation of Indian Micro and Small & Medium Enterprises (完全撤廃すべし)
Federation of Indian Chambers of Commerce and Industry Small and Medium Enterprises Committee (SSI が生産できない分野を除き、留保制度は基本的に続けられるべき)		Association of Small & Medium Electronics (今や留保制度は問題にならない。それはSSI の利益を確保する取引材料となっている)
Jharkhand Small & Tiny Industries Association (大企業による SSI の留保制度の侵害がある。これに対して適切なモニタリング措置が必要)		

(出所) *Minutes of 46th SSI Board Meeting: Small Scale Industries Board 46th Meeting, 31st May 2001* (<http://www.laghu-udyog.com/sido/46board.htm> および <http://www.laghu-udyog.com/sido/boardmeeting/agendaV.htm>) (2002年3月30日アクセス) より筆者作成。

(注) この表は全ての発言者を網羅しているわけではない。

(Vasundhara Raje) は、技術進歩、専門性の増進、規模の経済性を促進するためと明確に述べている [Vasundhara Raje 2002] 注72)。

最後に以上のような自由化議論の浸透に対して関係アクターの対応を簡単に整理したい。

表8は2001年5月31日に開催された第46回的小規模工業審議会の議論で見られた立場の「表出」である。これと表6、本稿の今までの説明、その他の資料から総合すると以下のようなポイントが浮かび上がってくる。

第1に主要政党の立場を確認しておきたい。政権に近く実際の政策が要求される全国政党の中核では、個々の議員の立場とは裏腹に1991年からの経済改革、自由化の潮流を否定するこ

とは現在では難しい。従って留保制度については選挙民から大きな反発をかうような目立つことはしないが、改革は不可避との認識が一般化しつつあるとあってよい。そしてSSIへの支援は、金融支援、原材料の供給、技術支援などによってなされるべきとの主張が一般的になりつつあると考えてよい。例えば1999年の連邦下院総選挙では、BJPを中心とする国民民主連合の綱領ではSSIに対する支援策として留保制度は触れられていない [National Democratic Alliance 1999, 第7項目] 注73)。また最大野党の会議派も選挙綱領では留保制度には触れているものの、輸出および技術導入の面から常時見直しが必要とむしろ留保制度の縮小を實際上示唆するよう

な文言となっている [Indian National Congress 1999]。左翼のインド共産党 (マルクス主義) でさえ今や選挙綱領にはあからさまな留保制度の保持はうたっていない [Communist Party of India (Marxist) 1999 , 12]。

第2に、小工業開発機構は、ヴィジャヤラガヴァン委員会やアビド・フサイン委員会の分析で示されたような留保制度を硬直的に守るという姿勢は今や希薄である^(注74)。留保制度の段階的縮小というコースを認めているといってもよい。現在の問題意識はいかにしてSSIを厳しい自由競争に耐え得るように構造転換するかという点に移ってきている [Office of the Development Commissioner (Small Scale Industries) 2002a, 15]。

第3にCII, FICCI, Assochamなどインドを代表する経済団体は、各々SSIを扱う専門の部局を設置し、SSIの声も集約するというのが建前であるが、大企業に比べるとそのプレゼンスは非常に小さく、SSIの代表性は小さい。従って、大体において留保制度縮小という方向性を明確化しているといってもよいであろう。最も政策決定の位置に近く、その意味で重要なのはCIIであるが、大企業の利害関係の代表という性格が強い。例えば、先に述べた内閣レベルの貿易と工業に関する審議会の分科会のとりまとめでCIIは中心的な役割を果たしたが、分科会「伝統的工業の復興」の幹事ワディア (Nusli N. Wadia) および取りまとめの委員ラタン・タタ (Ratan N. Tata) はそれぞれ乳製品食品加工業を代表するブリタニア工業 (Britannia Industries) の会長およびタタ財閥の総裁である。また分科会「どのようにしてインドはグローバリゼーションの陥穽を避けうるか」の幹事バジャ

ージ (Rahul Bajaj) および取りまとめの委員ゴーエンカ (Sanjeev Goenka) はそれぞれバジャージ・オート工業 (Bajaj Auto) の会長およびカルカッタ電力供給会社 (Calcutta Electric Supply Corporation) 会長 (かつCII会長) であった。2つの分科会の意見が留保制度撤廃を当然としたことは前に述べた。CIIは極めて明確に留保制度廃止を打ち出している。この点ではAssochamもほぼ同様である^(注75)。

これに対してFICCIやPHD商工会議所、特に後者は最近まで少なくとも表面的には留保制度維持の姿勢であったが、現在は段階的縮小をほぼ認めているといってもよい。例えばPHD商工会議所は2002年5月の51品目の留保解除について「技術の向上や大量生産を行うための生産能力拡大」 [PHD Chamber of Commerce and Industry 2002, 2] に資するものとして評価した。またこの51品目の留保解除の時、PHD商工会議所傘下の団体や企業からは強い反対はなかったという^(注76)。

第4に、小規模工業団体の立場は以下の通りである。現在、全インド規模の経済団体で重要なものはインド小工業連合会、LUB、そしてカルカッタを中心とする「インド小工業会」 (Indian Council of Small Industries) であるといわれるが^(注77)、いずれもその傘下に零細工業を多く抱えることもあって留保制度の削減・撤廃に原則として反対の立場に変わらない。しかし、現在では留保制度解除の不可避性から、改革に伴う痛みをできるだけ緩和するよう政府に求めることに重点が移行しつつあるといってもよい。例えばインド小工業連合会の場合、留保解除を公に認めているわけではないが^(注78)、留保解除が行われる場合アビド・フサイン委員会やグブ

タ委員会で示された「パッケージ」が必ず与えられるべきとして妥協の姿勢を示している [Federation of Associations of Small Industries of India n.d., 3-4; Federation of Associations of Small Industries of India 2002, 5]。この連合会は1960年代から70年代にかけて政府との密接な関係から政策形成に一定の影響を持っていたともいわれるが [Kochanek 1974, 94]、しかし現在では影響力低下は明らかで経済自由化の潮流で妥協せざるを得ない^(注79)。LUBについてはSJMなどと密接な関係を持つこともあって最も強硬であり、留保解除の動きには一貫して反対しているが、しかし2002年5月の51品目の留保解除でも反対の覚書を提出した以外は目立って激しい抗議行動は見せていない。また、インド小工業会も表8のように留保制度維持とその強化を主張しているが、大きなインパクトはないといっている。

一方、反対に自由化とグローバル化に積極的に対応し留保制度撤廃をとる小規模工業団体も存在する。代表的なのは「インド零細・中小企業連合」(Federation of Indian Micro and Small & Medium Enterprises)であろう。1995年に組織された新しい組織で、自由化・グローバル化の機会を積極的に捉えようとしている。同連合はWTO体制に対応した支援体制の確立や、SSIのための研究開発、知的所有権に積極的に対応する必要性などを主張し^(注80)、さらに「歴史的にコンパートメント化されたSSIという範疇」[Federation of Indian Micro and Small & Medium Enterprises 2002, 3]そのものをやめることまで提案している^(注81)。しかし一方では大企業の寡占的、独占的行動にも警戒的である。例えば中小企業の原材料価格が公企業の改革・民営化で生まれる新たな私企業に独占的に

決定されることがないように、当該原材料の輸入関税の低減も同時に行うように政府に要求している^(注82)。

以上のようにSSIの利益を代表するところの小規模工業団体も全般的に見ると、実態として、留保制度の段階的縮小を「パッケージ」を得ることと交換で黙認せざるを得ないという認識に至ったと判断してよいであろう。具体例として近年行われた留保品目解除に関する関係諸団体の意見開示の様子を表9に示した。これは2002年10月28日に小工業開発機構で行われた「プラスチック製品、合成接着剤、蛍光白色染料、ヘアオイル製品に関する検討会議」の状況である。この表からまずいえることは州レベルの業界団体の低いモチベーションである。ムンバイ、コルカタ(=カルカッタ)、バンガロールの業界諸団体は留保解除を決める実質的に重要な会議であるにもかかわらず、欠席である。また、留保解除の是非についても、反対したのはわずかに「全インドプラスチック工業会」(All India Federation of Plastic Industries)代表のみであったという^(注83)。州レベルの業界団体は地元に着しSSI、零細工業の利害関係をより直接的に代表する位置にいる。そのような団体のモチベーションの低さは、SSIの「諦め」を示すものである。それは実際に不利益を受けるであろうSSI、特に零細工業が留保解除に賛成しているということではなく、他に選択の余地がないという認識の広がりやを反映したものであると考えられる。

現在、SSIは地理的にも、利害関係においても多様化、拡散化している。それはSSIが成長した結果でもある。そのためSSIがまとまって政治的圧力をかけるという集合的行為を組織す

表9 2002年10月28日に小工業開発機構で行われた「プラスチック製品，合成接着剤，蛍光白色染料，ヘアオイル製品に関する検討会議」*の状況

	機関（または役職）	所在地	出欠	留保解除に賛成か否か
1	Joint Secretary, Department of Chemicals & Petro-Chemicals	New Delhi	出席	賛成
2	Additional Development Commissioner (Small Scale Industries) & Economic Adviser	New Delhi	出席	賛成
3	Industrial Adviser (Chemicals)	New Delhi	出席	賛成
4	Additional Director (T), Department of Chemicals & Petro-chemicals	New Delhi	出席	賛成
5	Department of Industrial Policy & Promotion	New Delhi	出席	賛成
6	All India Federation of Plastic Industries	New Delhi	出席	反対
7	The All India Plastic Manufacturers Association	Mumbai	欠席	
8	Karnataka Small Scale Plastic Manufacturers Association	Bangalore	欠席	
9	The Indian Plastics Federation	Kolkata	欠席	
10	Organisation of Plastics Processors of India	Mumbai	欠席	
11	Chemicals & Petro-Chemicals Manufacturers Association	New Delhi	出席	賛成
12	Polystyrene Producers Association (India)	Mumbai	欠席	
13	Manufacturers Packers Traders Association	Delhi	出席	賛成
14	Indian Soap & Toiletries Makers Association	Mumbai	出席	賛成
15	The Dyestuffs Manufacturers Association of India	Mumbai	出席	賛成
16	The Gujarat Dyestuffs Manufacturers Association	Ahmedabad	出席	賛成
17	Jubilant Organosys	NOIDA (Uttar Pradesh)	出席	賛成
18	Ms. Kalva Chemicals	Delhi	出席	賛成
19	Ms. Merico Industries Ltd.	Hyderabad	出席	賛成
20	Ms. Precise Laboratories Ltd.	Delhi	出席	賛成
21	All India Small Scale Cosmetics Manufacturers Association	New Delhi	出席	賛成
22	Ms. Saini Hair Cair	New Delhi	出席	賛成
23	Ms. Shahnaz Herbals	New Delhi	出席	賛成

(出所) Office of the Development Commissioner Small Scale Industries (Ministry of Small Scale Industries Government of India)(2002b).

(注) *小工業開発機構のディレクターが議長となって関連の官庁，団体の意見を聴取する会議である。

ることは極めて難しい。インド小工業団体連合，LUB，インド小工業会は全国的な組織とはいえず，第1に内部的まとまりに乏しいし，また，強力な共闘体制を組むことも難しいのが現状で

ある。確かに，インド小工業団体連合，LUBそしてPHD 商工会議所は比較的協力関係が強いといわれているが^(注84)，実際には例えば2002年5月の51品目の留保解除に対する対応にはか

なりの差異があることは上で示した通りである。さらに、ただでさえ弱体な彼らの抵抗は2000年8月の「パッケージ」と交換になし崩的に切り崩されているのが現状である^(注85)。州や地方都市部のSSIは留保解除で既得権を失い不利益を被るが、彼らが反対の声を散発的にあげても、それは地方州中央に至る何層かの政治的、行政的構造を突破して最終的に中央の決定に意味のある影響を与えることは難しい。

ま と め

以上の検討から、まず、留保制度の形成と拡大においては、極めて現実的な課題である雇用確保という要因を背景に政治イデオロギーが重要な役割を演じたことは疑いない。会議派の「社会主義型社会」、そしてジャナター党の「農村および小工業重視」というイデオロギーが大きな役割を果たした。留保制度が1960年代後半の経済、政治危機の時期に導入され、さらに70年代中頃の経済危機を原因とする国内非常事態宣言とその後のジャナター党政権の成立というドラスティックな政治変動のなかで78年に一気に拡大されたのはこの関連する2つの要因による。ダイナミックに成長しうるSSIに伝統的村落・家内工業部門と同じく留保制度が適用されたのは極めて非合理的な措置であった。留保制度の非合理性は1950年代にカルヴェ委員会報告などで指摘されていたが、そのような反対を押し切って導入、拡大されたのは雇用をめぐる与党のイデオロギーおよびそのようなイデオロギーを発現させた当時の政治経済状況にあった。

ただし、政策展開を規定した要因として特定の経済団体、階級などを含める必要はないと考

えられる。1960年代においても、また、一定の成長を遂げた70年代においてもSSIの政治的影響力は大企業などと比べて相対的に弱く、政府に留保制度を導入させたり、大幅に品目数を拡大させたりするドラスティックな決断をさせる政治的影響力はなかったと考えられる。また民間大企業が進んでSSIのため留保制度の形成を促進したこともない。もっとも、制度の抜け道を利用することで、大企業は留保制度を有利に利用し得たから一部では特定品目を留保するような働きかけはありえた。しかし、1978年の留保品目の大幅増大はそのような行動によっては説明できない。やはり第一義的には政治的イデオロギーをベースとする与党の議題設定能力およびそれを発現させた政治経済状況が決定的に重要であったといえるであろう。留保制度において、アビド・フセイン報告などでいう「政治ロビー」、「既得権益」というレント・シーキング層の存在がSSI(そして中・大企業)で見いだされたとしても、そのようなレント・シーキング層が留保制度の急拡大に決定的役割を果たしたとは考えられない。多くの場合、導入された留保制度を後追いで利用するというのが一般的であったと考えられる。

一方、硬直的な政治的イデオロギーに規定された経済政策は度々経済危機を招き、それによって社会主義的政策の限界が政治家、テクノクラート官僚など幅広い層に認識される過程が1980年代以降進行した。その結果、よりプラグマティックな政策体系、すなわち経済自由化の必要性が次第に認識されていく。その頂点が1991年の構造改革、自由化の開始であった。このような流れのなかで留保制度の縮小、撤廃が議論の対象となるのは時間の問題であったといえよう。

それを決定的に早めたのが WTO 体制の発足と数量制限撤廃へのコミットメントであった。政党レベルでは BJP、会議派などは90年代後半には留保制度へのイデオロギー的関わりを次第に薄めていった。また官僚レベルでも留保制度を擁護してきた小工業開発機構は今や段階的縮小というコースを実質的に認めているといっている。以上のように経済危機を背景とする政党、官僚レベルの硬直的政治イデオロギーの「溶解」によって留保制度解除に向けての政治的障害は基本的に取り除かれた。なぜならば、スワデシー・ナショナリズムを掲げる団体や小規模工業団体など留保制度を維持しようとする既得権益層には、そのような方向性を阻止する十分な政治的影響力はないからである。

確かにスワデシー・ナショナリズムは依然として無視できる要因ではない。BJP 連合政権は支持基盤の「スワデシー」勢力から反発を受けた。しかし SJM や LUB などが比較的有効に影響を与え得たのは連合政権が弱体であった1998年から2000年にかけてである。BJP を中心とする国民民主連合が安定度を増した2000年以降はこれらの勢力の影響力は低下しているといっている。

また政権は留保解除で既得権益を失う SSI の反対も「なし崩し的」に処理し得る位置にいると考えられる。SSI の利害関係は多様化している。例えば留保制度の保護なしでは生存できない一部の零細な企業がいるのに対して、積極的にチャンスをつかむために留保解除を望む近代的な企業がいる。またイデオロギー的にも LUB などスワデシー・ナショナリズムが大きな規範となっている小規模工業団体もあるが、そのようなイデオロギー性を持たない団体も数多く存

在する。このように SSI およびその利益団体は利害関係の多様性から、強力な集合的行動を組織することが極めて難しい。そのため留保解除を遅らす程度の抵抗はできても最終的には阻止できない。このような状況では「パッケージ」による懐柔と引き替えに妥協せざるを得ない。一方、相対的によく組織され政策形成により大きな影響力をもつ CII などの大企業中心の経済団体はほぼ留保制度撤廃を支持している。

以上のような状況にあって今日では留保制度の解除が確実に進行しつつある。ただ、その過程は漸進的である。留保品目解除は基本的に「段階的縮小」(phase out) である。このような「漸進性」は留保制度に限らず、インドの経済改革に広く見られる特徴で、1991年の構造改革開始でさえラジーヴ・ガンディー会議派政権からの連続した過程であると考えられる。インドの改革過程の重要な特徴である「漸進性」という点について最後に考察してみたい。

まず、留保品目解除に見られる漸進性は、インドの巨大な民主主義的プロセスが持つ「慣性」が要求するものであるということができよう。政党、政治団体、官僚、経済団体など留保制度をめぐる様々なアクターの意識や利害関係を調整して自由化が不可避であるという認識を持たせるのは時間のかかる交渉と妥協の過程である。また政策形成は利害関係諸団体との接触、調整、妥協という過程を含むもので、やはり時間がかかる。政党や官僚機構、そして各種委員会が利害関係の調整や政策の形成が行われる場となるが、そのような多くの政治プロセスを経てしか有効な政治的決定に到達できないということが、政策決定過程に大きな慣性を与えることになる。例えば調整のひとつの有力な材料と

しての2000年8月の支援「パッケージ」は1997年から発案されていたものであったが、予算的措置を整え実現化するまでに3年かかっている。

しかし、このような「慣性」は選挙と政権の交替の時には低下し、政策が急激に変動する可能性があるはずである。新しい政党が政権につけば大幅な政策転換を選択することも可能である。しかし、それは実際には稀で、多くの場合、前政権の政策を受け継ぎ漸進的に変更を加えるという戦略をとっている。逆にいえば改革の戦略として与党は漸進的戦略をとるメリットがあるということである。

留保制度の対象となる SSI はその多様性、分散性から強力な政治的口癖を形成できず、その意味で政権中央に直接的には強い圧力をかけることは難しいが、数が多いだけに選挙政治において無視できない存在である。仮に留保制度を一気に撤廃すれば分散性、多様性を越えて SSI 側の集中的な反発が起きる可能性があり、それは政治的に無視し得ないインパクトを与えることが予想される。そのような反発には SJM や社会主義的イデオロギーを信奉する政党、諸団体も加わる可能性があり、その意味で手に負えないものとなる可能性も否定できない。それに対して、個別品目、個別業界ごとの留保解除を定期的に積み上げていくという漸進主義戦略をとれば、抵抗する諸団体が政治的抵抗を結集する可能性を小さくすることができる。またそのような過程は通常オープンであり、そのオープン性によって、改革およびその不可避性に関する認識が徐々に SSI に浸透し、改革の過程が「なし崩し的に」スムーズに行える政治的環境を作ることができる。

ただし、このような漸進主義的戦略は上に述

べた大きな慣性を持つインドの民主主義的プロセスでは特殊なものではないという点に注意すべきである。確かに第1次、第2次の BJP 連合政権はグプタ委員会をめぐる政治的プロセスでスワデシー・ナショナリズム勢力の反発を比較的うまく発散させ処理したし、SSI に改革を受け入れさせる交換に支援「パッケージ」の提供を行い、抵抗を弱めるという政治的「テクニク」を発揮している。しかし、このような交渉、妥協、取引といった手段は日常的に用いられる政治的テクニクであって、BJP 指導部の特別に優秀な政治的手腕のおかげとは考えられない。

以上のようにインドの民主主義的プロセスの慣性、SSI の多様性と分散性という条件のもとでは、オープンかつ漸進主義的アプローチは政治的摩擦を一定レベルに押さえつつ改革を進めるという観点からは基本的に合理的なものであったといえよう。このような状況下で政治アクターは留保解除の過程においても主導性を発揮することができているというべきであろう。

最後に、本稿の分析で重要なポイントは、SSI はその多様性、分散性のゆえに強力な政治口癖として集合的行動ができないという実態である。これが政治アクターの自律性を保証する基本的な前提条件であることは今までの議論で明らかであろう。しかし、これを他の分野についても一般化できるかどうかは、単純にはいえない。例えば、現在大きな問題となっている公企業の民営化、労働関係法の自由化にむけての改訂などは、政治的にいかに巧妙にやろうとも組織された強力な抵抗を引き起こしうる分野で、現に改革は抵抗で難航しているという現実がある。これらの部門の改革は単に時間をかけて漸

進主義でやればうまく進展するというようなものではないかもしれない。その評価はあくまでも各分野での実証的な分析に待たねばならないであろう。

(注1) 1991年までの産業政策の基本的理念が定まったのは、56年の産業政策決議であった。この決議によってネルー会議派政権は議会制民主主義体制の下で穏健な改革によって、「社会主義型社会」に至ることが経済の基本的な発展パターンであることを示した。「社会主義型社会」とは公的部門優先の混合経済であり、国家は公共部門の拡大によって、あるいは、民間部門、特に大規模部門の統制を強化し投資の流れを社会に好ましい方向に誘導することによって資本主義の短所を避けつつ発展を加速するものとされた。民間部門へ与えられた位置づけは消極的なものであった。しかし、それは現に存在する民間部門を積極的に排除するというでもなかった。民間企業はさらに大企業と小規模な企業に分けられ、前者に対しては規制、後者に対しては保護・育成策が適用されるべきものとされた。

(注2) インド共産党(マルクス主義)の国家論と階級論については、Communist Party of India (Marxist)(2001, "V State Structure and Democracy")を参照。

(注3) 例えば、Dutt(1997)参照。

(注4) 現在最も影響力が大きいのは1992年にConfederation of Engineering Industryから現在の形となったインド産業連合会といわれる。1991年7月の政府の構造改革・自由化の発表直前の4月に経済改革の提言を政府に提出し注目を集めた[*Business India*, August 30 September 12, 1993, p.57]

(注5) 「政治的力量」の判断は極めて難しい。ラオ会議派指導部の能力をそれほど高く評価せず、また、改革は中途半端とする分析として、Manor(1995)がある。

(注6) 書評として、近藤(2001)参照。

(注7) 今や古典となった感があるFranke(1978)、Nayar(1989)を参照。また、絵所(2001)も参照。

一般論であるが、多くのインドの事例をベースとするKrueger(1993)も参考になる。

(注8) 筆者の考えでは従来インドの経済政策決定においては選挙政治が提供する政治的制約や資源が決定に果たす役割は十分評価されてこなかったと思われる。インディラ会議派政権時代の「貧困追放」といった大衆に直接的に訴えるところのスローガンとそれに対する大衆の支持がいかにか「社会主義型社会」政策の急進化に大きな役割を果たしたか、十分評価される必要があると思われる。近藤(2000)参照。

(注9) 詳細については、アジア経済研究所(1990)、Kumar(1998)などを参照。しかし、SSIの企業でも工場法に含まれるものは同法の適用を受けるし、その他の法律で対象となるものはその法律の適用を受けることはいうまでもない。Prasad(1997)を参照。

(注10) 例えば、Dasgupta and Sengupta(1987, 376)参照。

(注11) いわゆる「ボンベイ・プラン」に当時の財界のそのような考え方が示される[Thakurdas et al. 1944]

(注12) 同決議の歴史的、政治的位置づけについては、Nakazato(2001)参照。

(注13) Industrial (Development and Regulation) Act, 1951. 主要目標は、産業開発を規制し、プランニングの優先順位にそうように資源を割り当てること。独占をさげ、富の集中を排除すること。大企業の不正な競争から小規模工業を守ること。新企業の育成。産業発展の全国的な拡散化。規模の経済と近代化により技術革新と経済の効率化を進めること、など。このような目的を達成するために大工業では新規事業の開始、新しい品目の生産、大規模な拡張、立地の変更、などにおいて許可を中央政府からとりつけることが必要とされた。ただし中央政府の直接的管轄下のものはそのような統制は免除。

(注14) これはアメリカのフォード財団の援助で作られたインドのSSIの発展のための調査委員会“International Planning Team”(1953/54年)の勧告の下になされたもの[Little, Mazumdar and Page 1987 23]

(注15) 第2次世界大戦中に戦争に伴う防衛関係の需要の高まりに応じて成長したのが最初である

[Development Commissioner, Small Scale Industries 1971, 130]

(注16) 共同生産プログラム (common production programme) は基本的には需要と供給を基にして適宜決めるべきものとされたが、次の要素も必要に応じて考慮すべきとされた。(1)reservation of spheres of production, (2)non-expansion of the capacity of a large-scale industry, (3)imposition of a cess on a large-scale industry, (4)arrangement for the supply of raw materials, (5)co-ordination for research, training, etc. 「協同」のひとつの形態として「留保」も含まれていることが注目されよう [Planning Commission 1954, 318]

(注17) 村落・家内工業部門では、当時すでに手織機など失業者を多く抱える部門で雇用確保のために大企業からの保護を目的とする留保制度が実施されていた。1961年に設立された「インド小工業団体連合」会長パート (A. R. Bhat) は61年12月の創設大会の演説で、SSI が生産を拡大している分野では既存の大工業の生産拡大を停止させ、生産を SSI に留保することを強く求めた。なお、パートはガンディアンとして有名な人物であった [Federation of Associations of Small Industries of India 1961, 8]

(注18) 1971年4月に国会でインディラ・ガンディー首相は、「大規模工業へライセンスを許可するかどうかを、例えば SSI に対する留保制度の拡大、中規模セクターから大規模工業の排除、および公共部門の拡張など、企業家精神の基礎を広げるところの他の政策と分離して考えることは公平ではない」と述べ、これらの政策がお互いに関連していることを示している [Gandhi 1975, 105]

(注19) 留保制度の本格的導入以外にも小工業の政策的優先順位があがったことを示す重要な例としては、小工業部門に優先的に信用供給する制度が大幅に拡大されたことがあげられる。1969年の主要商業銀行国有化により、農業部門とともに優先部門と規定された小工業部門へ優先的に信用が供給される制度が本格的に整った。小工業に対する信用支援の最初のもは1960年に開始された「信用保証制度」(Credit Guarantee Scheme) である [Government of India 1991b, para.

2.8] 金融政策の展開の検討は重要であるが、必要がない限り本稿では扱わない。

(注20) この Ford Foundation の援助による第2次調査団の報告は共同生産プログラム、留保制度だけでなく、後進地域への工業の分散化などについても経済合理性の面から明確に反対した。

(注21) このような過程で政策的「混乱」も見受けられる。例えば小工業開発機構は、ライセンス制度により大企業の競争力を押さえることを訴えながら、一方では機械化された SSI が成長して大規模工業になることを援助しなければならず、それには留保制度を必要に応じて適用するべきとしている [Development Commissioner, Small Scale Industries 1971, 8]

(注22) 1978年に全国産業分類 (National Industrial Classification) に従う品目分類に留保品目の分類も切り替えられたため、留保品目リストの数は形式的に504から807に拡大した。これは実質を伴ったものではない。従って180品目と対比されるべきは504品目である。

(注23) このような考え方はすでにネルーも示していたことは注目される。1963年の「インド小工業団体連合」大会の開会の辞で「大工業は SSI が生産できないもので必要なものに限り生産を奨励するべき」と SSI を無差別的に奨励するかのよう言動を示している [Federation of Associations of Small Industries of India 1963, 12] 留保品目の拡張作業は毎年継続すべきものとされた [Marathe 1986, 105]

(注24) ジャナター党は、家内工業で生産することができるものは SSI または大規模工業部門の生産が許されるべきでないし、また、SSI で生産することができるものは大規模工業で生産することが許されるべきではない、とした。しかし、考慮されるべきただひとつの例外は、完全に輸出される品目の生産に対してであるとされた [Limaye 1994, 380]

(注25) ジャナター党政権期の1978年に中央援助計画、すなわち資金の50%を中央政府が、残りの50%を州政府が出すという資金計画の下で開始されたものである。基本的に州政府の管轄下であり、ほぼ各県にひとつずつ設立されている。この制度がどの程度行政の改善に貢献したか疑問の残るところである [Patnaik 1990]

(注26) 一般に独立以降1990年代まで経済政策は政治主導で決定されてきており、「平時」では、どのような経済団体、個別的利益団体なども与党の基本的経済政策を大きく変えるのは不可能であったと、コチャネックは主張している。ジャナター党政権の政策転換もこの例である [Kochanek 1996, 156-160]

(注27) 1991年に開始された経済改革は政策の断絶ではなく連続であるとする論者は多い。ジェンキンスはラジーヴ・ガンディー政権期が自由化の第1段階で、1991年以降がそれを受け継いだ第2段階と捉える [Jenkins 1999, 29]

(注28) 本格的な構造改革、自由化の開始は1991年であることは衆目の一致するところである。バグワティはインディラ・ガンディー時代、およびラジーヴ・ガンディー時代の部分的な自由化をそれぞれ「隠密裏の改革」、「いやいやながらの改革」と呼んだ。それに対して1991年以降の改革は「嵐の改革」と呼んだ [Bhagwati 1994, 3] 改革導入の政治的側面については、Varshney (1999) を参照。

(注29) 最近の評価として、Mohan (2002, 219-223), 小島 (2002, 162-165) 参照。

(注30) 本稿では特に断らない限り、「SSI」とは関連工業や零細企業なども含む広義のSSIを示すものとする。

(注31) 例えば小工業開発機構はSSIに関して1972年および87/88年の登録企業について全サンプル調査を行っている。前者の場合、25万8000企業の内14万企業が実態がなかった [Sandesara 1993, 223]。後者の場合、98万7000企業の内58万2000企業しか所在を把握できなかったが、残りの企業の内、30万5000企業は閉鎖が確認され、5万7000企業は不明で、1万5000企業は活動を行っていないか、不正確な登録しか行っていなかった [Development Commissioner, Small Scale Industries 1992, 19]

(注32) 1972年のSSIセンサスから87/88年のセンサスの間で、SSIは機械化などで企業はより資本集約的になってきたことが示される。またSSIの1工場当たりの雇用数はこの間12人から6人に変化している。これは技術的にも労働条件の上でも劣悪な零細な新企業の参入が活発であるということを示している可能性

が高い [Goldar 1993]。つまり一部の先進的なSSIは資本集約的に近代化することで発展したが、そのような企業は雇用吸収力が弱く、一方、新規参入の零細企業は確かに多く輩出したがその雇用の質は劣悪ということになる。

(注33) 金属製品生産部門における典型例として大企業Godrejの例を分析したものとして、Guhathakurta (1993) を参照。

(注34) 生産能力の稼働率を上げることによって生産増強を行うこと自体は違法ではない。しかしそれだけでは説明がつかないほどの生産が行われている場合が多い。明らかに生産能力そのものが増強されている場合がある。例えば連邦下院の予算委員会が1981年に提出した報告書では歯磨き粉の場合が取り上げられている。大企業が生産量の増大は留保品目に指定された1970年から78年にかけて2.4倍の生産増加を示した。これは稼働率の効率化だけではとうてい説明できないものとして、留保制度の適用を厳格化することを求めている [Estimates Committee 1981, 123]

(注35) 1960年代後半にはいくつかの委員会報告が「硬直的」な許認可行政にもかかわらず、大企業が認可された以上の生産を行っている例を数多く指摘している。それは当然SSIの生産を圧迫することになる [Department of Industrial Development 1969, chapter V]

(注36) Sandesara (1993) も1987/88年SSIセンサスのデータに基づき、SSIでも留保品目の生産は非留保品目の生産に比べて生産力の効率的使用などの面で劣ることを指摘した。Subrahmanya (1995) はより明白に否定的評価をくだし留保制度は将来的に撤廃されるべきとしている。

(注37) 1995年8月の留保制度審議会の決定によって任命された委員会 [Government of India 1996, para 8]

(注38) 筆者の試算によると1990年代中頃の留保品目について輸入自由化の位置づけを数量化した変数 (1 = 完全自由, 2 = 特別輸入許可必要, 3 = 特定輸入機関のみ輸入可能 (Canalised), 4 = 輸入禁止) とヴィジャヤラガヴァン委員会の留保解除勧告を数量化した変数 (1 = 留保解除, 2 = 名称の改正, 3 = 留保

維持)との Pearson の相関係数は、 -0.137 と1%レベルで統計的に有意となっている($n=1045$:ここでは国際貿易分類による品目の数え方を取っているため、インドの留保品目数とは一致しないことに注意)。すなわち、説明力は低いですが、ヴィジャヤラガヴァン委員会が留保解除を求めた品目はむしろ輸入が制限されている品目であるという傾向が指摘される。これは輸入自由化政策と全くマッチしない政策である。Ministry of Industry, “Appendix 1 Key to Product Reservation Classifications” 1997のデータより筆者計算。

(注39) 報告書は“small scale industries”という概念よりも関連サービス部門なども含めた“small enterprises”という概念で論じているが、本稿では簡便のため「SSI = 小規模工業」という語を引き続き適用する。

(注40) 輸入で数量規制が完全に開税化されたとしても、留保制度が完全に意味がなくなるというわけではない。数量規制が撤廃されても輸入される外国製品には依然として次のようなハンディキャップがあり得る。すなわち、低減化されたとはいえ輸入関税は国内商品に依然として一定の保護を与えうること、外国製品の流通を妨げる市場における様々な慣行、サポートセンターの不在、ブランドがインド市場に浸透していないこと、などである。しかし国内大企業の場合はこれらのハンディキャップの影響はないから、そこに留保制度の存在意義があるという(Interview with Pankaj Jain (Indian Administrative Service) on Oct. 30th, 2002 in New Delhi)。

(注41) 内閣経済委員会(Cabinet Committee on Economic Affairs)における決定。実施は同年12月。*Indian Express* (インターネット版), 1997年2月8日 (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970208/03950033.html>)。

(注42) *Indian Express* (インターネット版), 1997年2月19日 (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970219/05050313.html>)。

(注43) 以下の資料では14品目となっているが、SIDOの資料では15品目となっているのでここでは15品目とした。*Indian Express* (インターネット版), 1997年4月10日 (<http://www.indian-express.com/ie/daily/>

19970410/10050943.html)。

(注44) 1996年の総選挙の結果、連邦下院で過半数を制する政党はせず、179議席を有する統一戦線が140議席を有する会議派の支持を得てかろうじて議会の信任を維持している状況であった。

(注45) *Indian Express* (インターネット版), 1997年1月23日 (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970123/02350093.html>)。なお、サリーンは後に述べる「小工業会」(LUB)の会長となり、留保制度撤廃に反対運動を続けていくことになる。例えば1998年6月には、PHD 商工会議所の小工業・関連工業委員会の議長として、連邦政府シンハ(Yashwant Sinha)財務大臣が予算演説において農機具や工具などの留保品目の解除に言及したことを批判した。*Indian Express* (インターネット版), 1998年6月5日 (<http://www.indianexpress.com/fe/daily/19980605/15655324.html>)。

(注46) *Indian Express* (インターネット版), 1997年2月4日 (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970204/03550563.html>)。

(注47) コルハプル(Kolhapur)選挙区選出。連邦下院第4会期(予算審議)1997年5月8日における発言から (<http://alfa.nic.in/LSDEB/LS11/SES4/2708059715.htm>)。

(注48) 主にパンジャーブ、ハリヤナー、デリー、ウッタル・プラデーシュ、マディヤ・プラデーシュ、ラージャスターンなどの商工会議所や企業が参加している。

(注49) 統一戦線(United Front)は1996年の選挙後にジャナター・ダル(Janata Dal = 人民党)を中心として政権を得るために作られた政党連合。同年6月にその政策合意として出されたのが「基本共通プログラム」(Common Approach to Major Policy Matters and a Minimum Programme of the United Front)である [*Hindu*, June 6, 1996]。

(注50) BJPは1951年に設立された「大衆連盟」をその前身とする。同党は1977年にジャナター党に解消したが、80年には再び分離して現在のBJPとなった。

(注51) 最近の支持階層に関しては、Yadav, Kumar and Heath (1999) 参照。

(注52) 文字通りに訳せば「小工業の声」となるが、

ここでは意識して「小工業会」とした。SSIの全国的な経済団体であるが、他の同種の経済団体に比べて零細企業の代表性が比較強いといわれる。

(注53) *Indian Express* (インターネット版), 1998年4月30日 (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19980430/12050074.html>)

(注54) LUBの議長である、S・S・アッガルワル(S. S. Aggarwal)は「SSIや零細工業は今までロビーを持たなかった。LUBはこの部門のロビーとなるようとしている」と明確に自らの活動をロビーと位置づけている。政府からはすでに輸出業者に対して原産地証明を与える権限を認められるなど、いわば一種の利権をすでに与えられている [Laghu Udyog Bharati 2001, vi]

(注55) 1998年の選挙の結果、BJPは179議席を獲得した。その他の政党との連合で計256議席を確保したが、連邦下院過半数にわずかに届いておらず、無所属などの支持を得て議会の信任を確保している状況であった。

(注56) 文字通りには「国産品愛用覚醒会」。

(注57) SJMはアビド・フサイン委員会に強く反発し、留保制度撤廃のようなアビド・フサイン報告ができたのは、大企業中心のCII, FICCI, Assochamなどの政府に対する影響力のゆえと主張している [Mahajan 2002, 16]

(注58) SJMの以下のwebを参照。<http://www.swadeshi.org/movement.htm> (2002年11月25日アクセス)

(注59) “Swadeshi Mela”は文字通りには「国産品愛用まつり」。*India Today* (インターネット版), “Swadeshi Jagran Manch: Mela as a Message,” February 8, 1999 (<http://www.india-today.com/itoday/08021999/swadeshi.html>)を参照。同記事によると、「スワデシー意識高揚行進」のもうひとつの目的は、政府が、シガレットおよびたばこ製造分野で外国企業の100%株式取得を認めたことに対する抗議であったという。この時期のSJMによる政権に対する突き上げ圧力については、*Business India*, January 25 February 7, 1999, “The SJM Shadow,” pp.37-38参照。

(注60) これらの組織はRSSおよびその関連団体と密接な関係において成立しているため、一般に「一家」(Sangh Parivar)と呼ばれる。

(注61) アビド・フサイン自身もこのような認識を示している (Interview with Abid Hussain on Oct. 28, 2002 in New Delhi)

(注62) パッケージはヴァジペー首相によって発表されたが、同首相はその2年前にLUBによって招待された大会に触れ、LUBなどによる触発がSSIへのパッケージに結びついたひとつの大きな要因であったことを示唆した [Ministry of Small Scale Industries and Agro & Rural Industries 2000, 11]

(注63) もっとも報告は経済性が無く経営不振に陥った企業は「退出(exit) = 倒産」を許す制度を整えるべきとも述べている。この例からも完全に保護主義的立場をとった報告ではない [Planning Commission 2001b, 112, 129]

(注64) S・P・グプタ氏自身、今や留保制度や政府の優先買付けなどの諸制度はSSIが改革に順応するための暫定的な保護策であって、やがては“phase out”するものという認識を示している (Interview with S. P. Gupta on Oct., 23, 2002 in New Delhi)

(注65) この委員会が設立された背景には雇用の成長に対する危機感があった。すなわち、全国標本調査(National Sample Survey)は、1983から93/94年度に2.3%の雇用労働の成長があったのに対して、93/94年から99/2000年にはわずか1.0%に減速したことを示した [Planning Commission 2001b, 2]

(注66) 「平等党」の意味。1994年6月にジャンター・ダルの分裂によって成立。後進階級よりの社会主義的イデオロギーを持つ。

(注67) *Hindu* (インターネット版), 2002年6月30日 (<http://www.hinduonnet.com/THEHINDU/2002/06/30/STORIES/2002063004050800.htm>); <http://www.hinduonnet.com/THEHINDU/2001/09/08/STORIES/02080002.HTM>)

(注68) もともと1999年の総選挙でBJPを中心とする国民民主連合は統一綱領で「第2世代改革」を掲げ、経済改革のさらなる深化と同時に失業追放、雇用創造を重点目標として掲げた。この点も委員会成立の

背景にある [National Democratic Alliance 1999]

(注69) 1998年8月28日の告示で発足。1999年の総選挙などで委員会諮問事項や構成など何回か変更があった [Prime Minister's Office 1998]

(注70) <http://www.laghu-udyog.com/publications/reserveditems/deres.htm> (2002年5月15日アクセス)

(注71) 中央政府は2001年の予算において「総合アパレル・パーク」(Integrated Apparel Parks) 設置計画を予算化し、海外からの直接投資を積極的に誘致しようとした。既製品の留保解除はこれとセットになる政策である [*Hindu*, March 8, 2001]

(注72) これは以下の質問に対する答弁である。C. N. Singh and Shri Sadashivrao Dadoba Mandlik, "Removal of Products from List of SS Products" Lok Sabha, Starred Question No.141.

(注73) なお BJP は従来から都市部の中小企業層に支持者が多いといわれることもあって野党としては1990年代なかごろまで留保制度保持の姿勢を示していた。例えば1994年3月の全国執行委員会では留保制度の実施の強化を決議している [*Bharatiya Janata Party* 1995, 160]

(注74) CII でさえ現在の小工業開発機構はそれほど硬直的ではないと評価している (Interview with Gurpal Singh, Senior Director, Confederation of Indian Industry, Oct. 28, 2002)

(注75) Assocham の「中小企業専門委員会」(Expert Committee on Small and Medium Enterprises) のメンバーとして各種政府審議会で Assocham の意見を述べたジャヤント・パル・シン (Jayant Pal Singh) は、留保制度は実態としてはほとんど意味のないものとして明確に切り捨てている (Interview with Jayant Pal Singh, on Oct. 28, 2002 in New Delhi)

(注76) Interview with H. K. Kapur, Secretary, PHD Chamber of Commerce and Industry, on Oct. 25, 2002 in New Delhi.

(注77) Interview with Pankaj Jain (Indian Administrative Service) on Oct. 30, 2002 in New Delhi. これらは小規模工業審議会など政府の重要な政策審議機関で SSI の代表としてメンバーに名を連ねている。

(注78) 同連合会は現在でも留保制度維持の立場を訴えている。1999年のラガヴァン委員会報告にあえて意見書を提出し、SSI の重要性和窮状を説き、留保制度の必要性を訴えている [Ministry of Law, Justice and Company Affairs 1999]

(注79) 同連合会は留保制度維持の必要性も訴えるが、より基本的なこととして政府の効率性、single window system などの便宜の適切な運営などの改善も州政府、中央政府に求めている (Interview with Ashok Poddar, President, Federation of Associations of Small Scale Industries of India, on Oct. 25, 2002 in New Delhi)

(注80) 2001年5月の第46回小規模工業審議会における発言から [Small Scale Industries Board 2001]

(注81) この団体はかつては FICCI に属していたこともあったが現在は独立している。また CII とはあまり良い関係にないという。すなわち大企業の利害関係とは一線を画し、中小規模の工業の成長、近代化を目指す団体という性格が強い。中小規模の企業にとって留保制度の問題はむしろマイナーな問題で、真に重要な問題は、信用供給、技術レベルの向上、WTO 体制の輸入自由化の環境でどのようにして、中小規模の企業の利益を守り、成長させていくか、という点であるという (Interview with Anil Bhardwaj, Secretary General, Federation of Indian Micro and Small and Medium Enterprises, on Oct. 22, 2002)

(注82) 具体的には現在民営化が日程に上っている「全国アルミニウム会社」(National Aluminium Company: NALCO) について政府に覚書を提出して、民営化と同時に独占的行為に走ることをないように、アルミニウムの輸入関税をゼロとするよう要求している [*Financial Express* (New Delhi), October 7, 2002 "SSUs for Near-Zero Duty on Aluminium after Nalco Selloff"]

(注83) 出欠および賛否の情報は、Interview with M. R. Gupta, President, Federation of Delhi Small Scale Industries Associations, on Oct. 31, 2002 in New Delhi による。

(注84) LUB によれば比較的に考えが近いのはインド小工業団体連合と PHD 商工会議所で、これらと

共闘するように呼びかける場合もしばしばであるという (Interview with Jatinder Nath Joshi, Executive Secretary, Laghu Udyog Bharati, on Oct. 24, 2002 in New Delhi)。

(注85) 例えば、コイナトル県小工業協会 (The Coimbatore District Small Industries Association) の場合、留保解除決定は残念であるが、「パッケージ」で与えられるクレジットの提供、技術の更新のための信用と補助金がグローバルな競争力を高めるとして歓迎している。Hindu (インターネット版), 2002年3月1日 (<http://www.hinduonnet.com/THEHINDU/2002/03/01/STORIES/2002030102060500.htm>)。

また、SSI、零細工業も現在では留保制度解除に何でもかんでも反対ということではない。例えば、インド零細小工業連合 (Federation of Tiny and Small Industries of India) は品目ごとに独自のデータ (生産コストなど) を集めきちんと研究評価し、必要があれば留保解除の反対の根拠とすると述べている。しかし一方ではSSIは中規模、大規模な企業に成長するということもあるから、その場合は留保制度は非合理で、留保解除に同意すると述べている (Interview with B. N. Chopra, Secretary, Federation of Tiny and Small Industries of India, on Nov. 1, 2002 in New Delhi)。

参考文献

日本語文献

- アジア経済研究所 1990. 『発展途上国中小企業研究報告書 (第1分冊) 第1部総論第2部インド』。
- 絵所秀紀 2001. 「ジャグディシュ・バグワチとインド経済自由化の政治経済学」『アジア研究』第47巻第1号。
- 小島真 2002. 「インド工業論」絵所秀紀編『現代南アジア2: 経済自由化のゆくえ』東京大学出版会。
- 近藤則夫 2000. 「総論: 1990年代のインドの政治経済の新展開」『アジア経済』第41巻第10・11号。
2001. 「書評: Rob Jenkins, *Democratic Politics and Economic Reform in India*, Cambridge University Press, 1999」『アジア経済』第42巻第8号。
- 二階堂有子 2001. 『インドにおけるSSI: 優遇政策の概

観』文部省科学研究費・特定領域研究(A)「南アジア世界の構造変動とネットワーク」中西印刷。

英語文献

- Ahluwalia, Montek S. 2002. "Economic Reforms in India since 1991: Has Gradualism Worked?" *Journal of Economic Perspectives* Vol.16, No.3 (Summer)
- Bardhan, Pranab 1984. *The Political Economy of Development in India*. Delhi: Oxford University Press (近藤則夫訳『インドの政治経済学: 発展と停滞のダイナミクス』勁草書房 2000年)
- Bhagwati, Jagdish 1994. *India in Transition: Freeing the Economy*. Delhi: Oxford University Press.
- Bharatiya Janata Party 1995. *BJP-Economic Resolutions*. Delhi: Excelprint.
1998. *Election Manifesto 1998* (<http://bjporg/manif.htm>) (1998年2月5日アクセス)
2000. *BJP Resolutions-Economic, 1980-1999*. Delhi: Excelprint.
- Communist Party of India (Marxist) 1999. *Election Manifesto: 13th Lok Sabha 1999*. Delhi: Progressive Printers.
2001. *Programme* (<http://cpim.org/programme.htm>) (2002年1月12日アクセス)。
- Dasgupta, A. and N. K. Sengupta 1987. *Government and Business*. New Delhi: Vikas.
- Department of Industrial Development 1969. *Report of the Industrial Licensing Policy Inquiry Committee (Main Report)* Delhi: Government of India Press.
- Development Commissioner, Small Scale Industries 1971. *Small Scale Industries*. New Delhi: National Printing Works.
1992. *Report on the Second All-India Census of Small Scale Industrial Units (Regd. Upto 31st March, 1988)* New Delhi: Government of India Press.
- Dhar, P. N. 2000. *Indira Gandhi, the 'Emergency', and Indian Democracy*. New Delhi: Oxford University Press.
- Dutt, Amitava Krishna 1997. "Uncertain Success: The Political Economy of Indian Economic Reform." *Jour-*

- nal of International Affairs* (Summer)
- Estimates Committee 1981. *Small Scale Industries: Raw Materials and Marketing*. New Delhi: Lok Sabha Secretariat.
- Federation of Associations of Small Industries of India 1961. *Proceedings of the First Annual General Meeting of the FASII: Held in New Delhi on the 12th and the 13th December, 1961*. New Delhi: Sangam Press.
1963. *Proceedings of the Third Annual General Meeting of the Federation of Associations of Small Industries of India: Held in New Delhi on the 6th and the 17th December, 1963*. Poona: Sangam Press.
- n.d. *Annual Report of the Federation of Associations of Small Industries of India (FASII) for the Period 2001–2002*. New Delhi.
2002. *Points Submitted by FASII Hony. General Secretary Shri Y. P. Suri at the Meeting of the Industrial Tripartite Committee on Engineering Industry Held on the 9th October, 2002, at Shram Shakti Bhavan*. New Delhi.
- Federation of Indian Micro and Small & Medium Enterprises 2002. *FISME News* (April May)
- Frankel, R. Francine 1978. *India's Political Economy 1947–1977: The Gradual Revolution*. Delhi: Oxford University Press.
- Gandhi, Indira 1975. *The Years of Endeavour: Selected Speeches of Indira Gandhi, August 1969–August 1972*. New Delhi: Government of India Press.
- Goldar, Bishwanath 1993. "Employment Growth in Modern Small Scale Industries in India." *Journal of Indian School of Political Economy* Vol.5, No.4(Oct. Dec.)
- Government of India 1948. *Industrial Policy Resolution*. New Delhi (<http://www.laghu-udyog.com/POLICIES/IIP.HTM#Indus1>)(2002年 3月28日 アクセス)
1956. *Industrial Policy Resolution*. New Delhi (Planning Commission (Government of India) *Second Five Year Plan*. New Delhi: Government of India Press. 1956. Annexure pp.43 50 より)
1963. *Report of the International Perspective Planning Team: Development of Small Scale Industries in India: Prospects, Problems and Policies*. Faridabad: Government of India Press.
1977. *Industrial Policy Statement*. New Delhi (<http://www.laghu-udyog.com/POLICIES/IIP.HTM#Indus1>)(2002年 3月28日 アクセス)
1980. *Industrial Policy Statement*. New Delhi (<http://www.laghu-udyog.com/POLICIES/IIP.HTM#Indus1>)(2002年 3月28日 アクセス)
- 1991a. *Policy Measures for Promoting and Strengthening Small, Tiny and Village Enterprises* (<http://www.laghu-udyog.com/publications/POLICIES/ssipolicy.htm>)(2002年 3月28日 アクセス)
- 1991b. *Report of the Committee on the Financial System* (<http://www.laghu-udyog.com/publications/comitterep/nayak.html#nayak1>)(2001年10月30日 アクセス)
1996. *Review of the List of Items Reserved for Manufacture in the Small Scale Sector* (<http://www.laghu-udyog.com/publications/comitterep/ITEMRESE.HTM>)(2001年10月30日 アクセス)
- Guhathakurta, Subhrajit 1993. "Economic Independence through Protection?: Emerging Contradictions in India's Small-Scale Sector Policies." *World Development* Vol.21, No.12.
- Indian National Congress 1999. *Election Manifesto for the 1999 Lok Sabha Elections* (http://indiancongress.org/manifesto/99_lok_sabha/)(1999年 9月 1日 アクセス)
- Inoue, Kyoko 1992. *Industrial Development Policy of India*. Tokyo: Institute of Developing Economies.
- Janata Dal 1996. *Election Manifesto 1996*. New Delhi: Janata Dal.
- Janata Party 1977. *Election Manifesto 1977: Both Bread and Liberty: A Gandhian Alternative*. New Delhi.
- Jenkins, Rob 1999. *Democratic Politics and Economic Reform in India*. Cambridge: Cambridge University Press.
- Katrak, Homi 1999. "Small-Scale Enterprise Policy in Developing Countries: An Analysis of India's Reser-

- vation Policy.” *Journal of International Development* Vol. 11.
- Kochanek, Stanley A. 1974. *Business and Politics in India*. Berkeley: University of California Press.
1996. “Liberalisation and Business Lobbying in India.” *Journal of Commonwealth & Comparative Politics* Vol.34, No.3(November)
- Kohli, Atul 1989. “Politics of Economic Liberalization in India.” *World Development* Vol.17, No.3.
- Krueger, Anne O. 1993. *Political Economy of Policy Reform in Developing Countries*. Cambridge: The Massachusetts Institute of Technology Press.
- Kumar, Sunil 1998. “Development Programme and Policies for Small Scale Sector in India: An Assessment.” *Anvesak* Vol.28, No.1 (January June)
- Laghu Udyog Bharati 2001. *Laghu Udyog Bharati*. Delhi: Surya Impressions.
- Lewis, John P. 1995. *India’s Political Economy*. Delhi: Oxford University Press.
- Limaye, Madhu 1994. *Janata Party Experiment: An Insider’s Account of Opposition Politics; 1977-80, Volume 2*. New Delhi: B. R. Publishing.
- Little, M. D., Dipak Mazumdar and John M. Page, Jr. 1987. *Small Manufacturing Enterprises: A Comparative Study of India and Other Economies*. A World Bank Research Publication. New York: Oxford University Press.
- Mahajan, Ashwani 2002. *Globalisation & Small Scale Industries*. New Delhi: Swadeshi Jagaran Prakashan.
- Manor, James 1995. “The Political Sustainability of Economic Liberalization in India.” In *India: The Future of Economic Reform*. eds. Robert Cassen and Vijay Joshi. Delhi: Oxford University Press.
- Marathe, Sharad S. 1986. *Regulation and Development: India’s Policy Experience of Controls over Industry*. New Delhi: Sage.
- Ministry of Industry 1997. *Report of the Expert Committee on Small Enterprises*. New Delhi: Thomson Press.
- Ministry of Law, Justice and Company Affairs 1999. *Report of the High Level Committee on Competition Policy and Law*. New Delhi.
- Ministry of Small Scale Industries and Agro & Rural Industries 2000. *Comprehensive Policy Package for Small Scale Industries and Tiny Sector*. New Delhi: Tara Art Press.
- Mohan, Rakesh 2002. “Small-Scale Industry Policy in India: A Critical Evaluation.” In *Economic Policy Reforms and the Indian Economy*. ed. Anne O. Krueger. New Delhi: Oxford University Press.
- Nakazato, Nariaki 2001. “The Transfer of Economic Power in India: Indian Big Business, the British Raj and Development Planning, 1930-1948.” In *The Unfinished Agenda: Nation-Building in South Asia*. eds. Mushirul Hasan and Nariaki Nakazato. New Delhi: Manohar.
- National Agenda for Governance*. 1998. <http://bjp.org/> (1998年3月18日アクセス)
- National Democratic Alliance 1999. *For a Proud, Prosperous India: An Agenda* (<http://bjp.org/manifesto/manifesto99.htm>) (2000年5月6日アクセス)
- Nayar, Baldev Raj 1989. *India’s Mixed Economy*. Bombay: Popular Prakashan.
- Office of the Development Commissioner (Small Scale Industries) (Ministry of Small Scale Industries) 2002a. *Small Scale Industries in India: An Engine of Growth*. New Delhi: Dhriti Printers.
- 2002b. “Office Memorandum, No.21(5 & 11) / 2002 SSI Bd. & Pol. dated 7th Oct, 2002.” New Delhi.
- Patnaik, Umesh C. 1990. “Contribution of the DIC Programme to Small Scale Industries in India.” *Journal of Rural Development* Vol.9(2) Hyderabad: NIRD.
- PHD Chamber of Commerce and Industry 2002. *Implications of the Union Budget 2002-03 on the Small Scale Sector: Chamber’s Viewpoint, New Delhi* (*Oral Evidence for Examination of Demands for Grants (2002-03) Pertaining to the Ministry of Small Scale Industries and Ministry of Agro & Rural Industries*) New Delhi.
- Planning Commission 1954. *Village and Small-Scale Industries*. New Delhi: Government of India Press.
1956. *Report of the Village and Small Scale Industries*

- (*Second Five Year Plan*) Committee. New Delhi: Government of India Press.
1999. *Ninth Five Year Plan: Vol. I and Vol. II*. New Delhi (<http://WWW.NIC.IN/NINTHPLAN>) (1999年10月8日アクセス)
- 2001a. *Report of the Study Group on Development of Small Scale Enterprises*. New Delhi.
- 2001b. *Report of the Task Force on Employment Opportunities*. New Delhi (http://planningcommission.nic.in/tk_empopp.pdf) (2002年1月30日アクセス)
- 2001c. *Approach Paper to the Tenth Five Year Plan (2002–2007)* New Delhi (<http://planningcommission.nic.in/appdraft.zip>) (2002年4月11日アクセス)
2002. *Report of the Special Group on Targetting Ten Million Employment Opportunities per Year over the Tenth Plan Period*. New Delhi: Chandu Press.
- Prasad, C. S. 1997. “Policy for Small-Scale Industries in India.” *Indian Journal of Public Administration* Vol. XLIII, No.3 (July–September)
- Prime Minister’s Council on Trade and Industry 2000. *Report of the Special Subject Group: Revival of Traditional Industries*. New Delhi (<http://www.nic.in/pmCouncils/reports/industry/>) (2002年5月11日アクセス) .
- Prime Minister’s Office 1998. *Notification (No.260/31/C/25/98–E&SI)* (*Subject: Appointment of a Council on Trade and Industry*) New Delhi (<http://www.nic.in/pmCouncils/tic/noti1.htm>) (2000年5月11日アクセス)
- Ramaswamy, K. V. 1994. “Small-Scale Manufacturing Industries: Some Aspects of Size, Growth and Structure.” *Economic and Political Weekly*. February 26.
- Sandesara, J. C. 1993. “Modern Small Industry, 1972 and 1987 88: Aspects of Growth and Structural Change.” *Economic and Political Weekly*. February 6.
- Small Industries Development Organisation 2000. *Annual Report 1999–2000* (<http://www.ssinic.in/ar19992000.html#ar2>) (2002年3月29日アクセス)
- Small Scale Industries Board 2001. *Minutes of 46th SSI Board Meeting: Small Scale Industries Board 46th Meeting, 31st May 2001* (<http://www.laghu-udyog.com/sido/46board.htm> および <http://www.laghu-udyog.com/sido/boardmeeting/agendaV.htm>) (2002年3月29日アクセス)
- Subrahmanya, M. H. Bala 1995. “Reservation Policy for Small-Scale Industry: Has It Delivered the Goods?” *Economic and Political Weekly*. May 27.
- Thakurdas, Purshotamdas et al. 1944. *A Plan of Economic Development for India: A Brief Memorandum Outlining a Plan of Economic Development for India*. Bombay: The Commercial Printing Press.
- Tendulkar, Suresh D. and T. A. Bhavani 1997. “Policy on Modern Small Scale Industries: A Case of Government Failure.” *Indian Economic Review* Vol. XXXII, No.1.
- Vakil, C. N. 1979. *Janata Economic Policy: Towards Gandhian Socialism Aspirations and Limitations*. Meerut: Abhay Rastogi.
- Varshney, Ashutosh 1999. “Mass Politics or Elite Politics?: India’s Economic Reforms in Comparative Perspective.” In *India in the Era of Economic Reforms*. eds. Jeffrey D. Sachs et al. New Delhi: Oxford University Press.
- Vasundhara Raje 2002. “Statement Attached to Reply to Lok Sabha Starred Question No.141 for Reply on 24. 07. 2002.” Lok Sabha.
- Yadav, Yogendra, Sanjay Kumar and Oliver Heath 1999. “Election Analysis: The BJP’s New Social Bloc: An Analysis by CSDS Based on the Electoral Outcome and the Findings of a Nation-wide Post-election Survey.” *Frontline*. November 19.
- 新聞、週刊誌など
- Business India* 1993(August 30 September 12) “Confederation of Indian Industry: Lobby Power.”
- 1999(January 25 February 7) “The SJM Shadow.” pp.37 38.
- Financial Express*(New Delhi) 2002(October 7) “SSUs for Near-Zero Duty on Aluminium after Nalco Selloff.”
- Hindu*(Madras) 1996(June 6)

Hindu(インターネット版) 2002(March 1)(<http://www.hinduonnet.com/THEHINDU/2002/03/01/STORIES/2002030102060500.htm>)

2001(March 8)(<http://www.indiaserver.com/THEHINDU/2001/03/08/STORIES/0608000G.HTM>)

2002(June 30)(<http://www.hinduonnet.com/THEHINDU/2002/06/30/STORIES/2002063004050800.htm>)

2002(September 8)(<http://www.hinduonnet.com/THEHINDU/2001/09/08/STORIES/02080002.HTM>)

Indian Express (インターネット版) 1997(January 23) (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970123/02350093.html>)

1997(February 4) (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970204/03550563.html>)

1997(February 8) (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970208/03950033.html>)

1997(February 19) (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970219/05050313.html>)

1997(April 10) (<http://www.indian-express.com/ie/daily/19970410/10050943.html>)

1998(June 5) (<http://www.indianexpress.com/fe/daily/19980605/15655324.html>)

1998(April 30) (<http://www.indian-express.com>)

(<http://www.indian-express.com/ie/daily/19980430/12050074.html>)

India Today(インターネット版) 1999(February 8) “Swadeshi Jagran Manch: Mela as a Message.” (<http://www.india-today.com/itoday/08021999/swadeshi.html>)

Times of India(New Delhi) 1997(Decmber 24) “Rural Bias in Industrial Policy: 324 New Items Reserved for Small Industry.”

[付記] この研究成果は2001年度研究会「南アジア経済における構造改革の分析」(主査:小田尚也)の成果である。本稿のための2002年の現地調査では科学研究費補助金研究「南アジア近代における『民主主義と開発』の歴史的研究 東アジア・モデルとの比較」(代表者:長崎暢子龍谷大学教授)から資金的援助をいただいた。また、インタビュー、情報提供などで Mr. V. N. Prasad (Senior Economic Advisor, World Association for Small & Medium Enterprises), Pankaj Jain(IAS, Director, Development Commissioner(Small Scale Industries))などインドのSSI 関連の多数の方に便宜を図っていただいた。これらの方々に改めて謝意を表したい。

(アジア経済研究所研究支援部付副主任研究員)